

ギャンブル等依存症対策推進基本計画

令和3年度(上半期)までの進捗状況及び評価案について

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
令和3年12月

目 次

I	関係事業者の取組：基本法第15条関係	
I-1	競馬における取組【農林水産省】	
第1	競馬における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	1
2	普及啓発の推進	2
第2	競馬におけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	3
2	競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	4
3	購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化	5
4	競馬場・場外馬券売場のATMの撤去	5
第3	競馬における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	6
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	7
3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	8
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化	9
2	各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定	10
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	11
2	普及啓発の推進	12
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	個人認証システムの導入等による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化	13
2	個人認証システムの導入に向けた取組等による、競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	14
3	購入限度額設定システムの導入によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化	15
4	競走場・場外券売場のATMの撤去	15
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援	16
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談体制の強化	17

3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	18
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進	19
2	ギャンブル等依存症対策に関する体制強化	20
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	21
2	普及啓発の推進	22
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	ICT技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化	23
2	競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	24
3	購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化	26
4	競走場及び場外舟券売場のATMの撤去	26
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	27
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	28
3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	29
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の新設等による体制強化	30
2	各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定	31
I-4	ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	32
2	普及啓発の推進	34
第2	ぱちんこにおけるアクセス制限	
1	自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等	35
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	36
第3	ぱちんこにおける施設内の取組	
1	ぱちんこ営業所のATM等の撤去等	37
2	出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入	38

第4	ばちんこにおける相談・治療につなげる取組		2	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農 林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	59
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	39	第4	社会復帰支援：基本法第18条関係	
2	ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介	40	1	就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の 向上【厚生労働省・総務省】	60
3	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び 機能拡充のための支援	41	2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省 】	62
第5	ばちんこにおける依存症対策の体制整備		3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援 の実施【法務省】	63
1	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の 強化	42	4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	64
2	ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定	43	5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	65
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置	44	III	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
4	第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存 防止対策の立入検査	45	1	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	66
5	ばちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改 善	45	2	ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供 【消費者庁】	68
II	相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係		3	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	69
第1	相談支援：基本法第17条関係		4	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	70
1	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備【厚生労働省 ・総務省】	46	5	学校教育における指導の充実【文部科学省】	71
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生 労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省 ・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	47	6	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文 部科学省】	72
3	婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談 所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及 び発達障害者地域支援マネージャーにおける適切な支援【厚生労働省 ・総務省】	49	7	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	73
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対す る支援【消費者庁】	51	8	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	74
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	52	IV	依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の 養成【法務省】	53	第1	各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・ 警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済 産業省・国土交通省】：基本法第20条関係	75
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報 提供の推進【法務省】	54	第2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房 】	77
第2	治療支援：基本法第16条関係		第3	人材の確保：基本法第21条関係	
1	全都道府県・政令指定都市への依存症治療拠点機関の早期整備【 厚生労働省・総務省】	55	1	ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医 師臨床研修の見直し等【厚生労働省】	78
2	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り 方の検討【厚生労働省】	57	2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科 学省】	79
第3	民間団体支援：基本法第19条関係		3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心 理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	80
1	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及 啓発、相談等の活動支援の一層の活用【厚生労働省・総務省】	58	4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援の ための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労 働省】	82

5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	83
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	84
V	調査研究：基本法第22条関係	
1	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及【厚生労働省】	85
2	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	86
3	新たな入場管理方法の調査研究【国土交通省】	87
VI	実態調査：基本法第23条関係	
1	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	88
2	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査【消費者庁】	88
3	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省】	89
4	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	90
5	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	91
6	子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】	92
7	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	92
VII	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	93
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	94
3	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	95

令和3年度（上半期）までの進捗状況及び評価案

I 関係事業者の取組

I-1 競馬における取組【農林水産省】 第1 競馬における広告・宣伝の在り方

<p>< I-1 第1の評価 > 射幸心をあおるものにならない内容での広告・宣伝の実施や啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や啓発活動により、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動が大きく進展したものと評価できる。 引き続きこれまでの取組を推進する一方、全国的な指針を踏まえた競馬主催者等による自主的な指針の早期の策定・運用に加え、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが必要である。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制		
<p>< 評価 > 広告・宣伝については、従前から射幸心をあおる内容とならないよう取り組んでおり、また、広告・宣伝に関する全国的な指針については公連協において検討を進め、予定どおり策定・公表することについて評価できる。 引き続きこれまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえた競馬主催者等による自主的な指針を早期に策定・運用することが必要である。</p>		
<p>競馬主催者等は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保、主要レースの広告費の抑制等を盛り込むことを検討。</p>	<p>広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものとならないよう更に対策を強化するため、全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会において、広告・宣伝に関する全国的な指針を検討しており、令和3年度末に策定・公表する。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回（そのうち1回は、専門家を招いて意見聴取）、ワーキンググループを3回開催 公連協で策定中の指針については、令和4年1～3月に公連協ホームページにて公表予定。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
<p><評価> 啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが必要である。</p>		
<p>競馬主催者等は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。 ○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○令和元年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等において、注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示や、注意喚起標語のステッカーを馬券発売機等への掲示により、広く一般に注意喚起を実施している。 また、「馬券の購入は20歳になってから」を競馬場内のビジョンによる放映や、20歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送については、全ての競馬主催者において実施している。 ○啓発週間においては、競馬主催者等のHPや競馬場内のビジョン、場内放送による啓発週間の周知を実施した。 また、公連協HPやSNSを開設するとともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、競馬場内のビジョン、場内放送等での注意喚起を実施 ○啓発週間における取組 ・啓発週間の周知 ビジョン等での放映 啓発週間周知ポスターの競馬場等での掲示や農林水産省、公連協HP等への掲載 各主催者等のHPで特設バナーを掲載 グリーンチャンネル(衛星放送)内における告知 メルマガ配信 ・セミナーの実施 ・公連協HP、ツイッターの開設・投稿 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から競馬を無観客開催としたため、啓発週間における取組の一部は実施出来なかったものがある。</p>

第2 競馬におけるアクセス制限等

< I-1 第2の評価 >

ホームページ等による周知や購入限度額設定システムの導入等により、アクセス制限に係る取組が進んでいることは評価できる。
 今後は、特にインターネット投票利用者に対する更なる周知方法の検討を行うとともに、個人認証システムについては実用化に向けた調査・研究を引き続き実施するなど、取組の強化が必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

<評価>

競馬場等へのアクセス制限については従前からの取組に加え、警備員等の配置の強化、場内巡回数の増加等により入場制限体制の強化を実施している。
 また、個人認証システムの活用に向けた取組としては、JRAにおいて顔認証システムの実証実験を含めた研究を開始するなど、計画どおり進められたものと評価できる。
 引き続き警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、顔認証システムについては実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、研究を進めることが求められる。

<p>○各競馬主催者は、警備体制の強化等により、入場制限者を確実に把握し、競馬場等への入場制限を実施。 ○競馬主催者等は、入場制限措置の支援ツールとして、令和元年度から個人認証システムの研究を開始し、3年を目途とした研究を踏まえその導入の可能性を検討。</p>	<p>○入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者等と思われる者を確認次第、その者の入場を制限している。 ○競馬場において、数万人という来場者の入退場時及び場内滞在時において、スムーズかつ安全な導線の確保が可能な個人認証のための支援ツールとして顔認証システムの研究を開始し、JRAにおいて令和元年10月から11月にかけて実証実験を実施した。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点） ・中央競馬（本人申告） 11件 → 39件 （家族申告） 0件 → 2件 ・地方競馬（本人申告） 1件 → 5件 （家族申告） 0件 → 1件</p> <p>○実証実験 令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日 （東京競馬場及びウインズ銀座で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①帽子・サングラス・マスクなどのアイテム装着時は認証精度が下がる、②開門時など入場者が殺到する際に処理が追いつかない場合がある、③日照条件など環境変化への対応（チューニング）が必要などの問題もあるため、認証エンジンの性能向上・技術革新のみならず、カメラの設置場所・台数・チューニング方法など、ハード面・運用面を含めて総合的に更なる検証が必要。</p>
---	--	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討		
<p><評価> 各種媒体による注意喚起や警備員等による声かけ等により、20歳未満の者の購入禁止の取組に係る強化が進められたものと評価できる。 また、購入制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして研究を開始している個人認証システムについて、JRAにおいて実証実験を実施する等、計画どおり進められたものと評価できる。 引き続き、警備員の配置の強化、巡回の実施による20歳未満の者の購入禁止の強化を着実に実施するとともに、顔認証システムについては実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、研究を進めることが求められる。</p>		
<p>○各競馬主催者は、警備体制の強化等により、20歳未満の者の馬券購入の禁止を徹底。 ○競馬主催者等は、令和元年度から研究を開始する個人認証システムについて、3年を目途とした研究を踏まえ20歳未満の者の判定への応用可能性を検討。</p>	<p>○20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び身分証明書等による年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。 また、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、馬券発売機等でのステッカー、競馬場内のビジョンによる放映等により表示し、注意喚起を行っている。 加えて、令和元年度の大型連休及び啓発期間中は、競馬場内の放送やビジョンでの注意喚起に係る放映の増加、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加を行った。 ○令和元年10月から11月にかけてJRAで行った顔認証システムの実証実験において、20歳未満の者の判定への応用についても実証実験を行った。</p>	<p>○大型連休中での取組 (平成31年4月27日～5月6日) ・ビジョン等において、注意喚起標語を随時放映。 ・警備員の増員や配置変更、巡回数の増加による警備の強化。</p> <p>○啓発週間での取組 ・ビジョン等において、啓発週間の告知を放映。 ・警備員の増員や配置変更、巡回数の増加による警備の強化。</p> <p>○実証実験 令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日 (東京競馬場及びウインズ銀座で実施)</p> <p>○実証実験の結果 「未成年の見逃し」と「明らかな成年を未成年と誤検知」する事象が共に高い割合で発生したため、実用可能なレベルには達していない。 精度を高めるためには、年齢推定エンジンの大幅な技術革新の可能性の模索のみならず、顔認証以外(全身画像による判別など)の技術を含めるなど、幅広い実験内容の検討が必要。</p> <p>○農林水産省の取組 令和元年度の大型連休を前に、農林水産省は各競馬主催者等に対し、馬券購入が疑われる20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化		
<p><評価> インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載してきた。また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒して運用を開始したことから、アクセス制限の強化の取組が進められたものと評価できる。 引き続きこれまでの取組及び導入したシステムの普及について推進する一方、特にインターネット投票利用者等への効果的な周知方法の検討を行うことが必要である。</p>		
<p>競馬主催者等は、令和2年度に前倒して、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。</p>	<p>中央競馬は令和2年11月20日から、地方競馬は令和2年11月30日から電話・インターネット投票の購入限度額設定システムを導入した。 また、本システムにより、購入限度額設定者に購入限度額と最新の購入額を画面上に表示することで注意喚起を行っている。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点） 中央競馬（本人申告）643件 → 2,634件 （家族申告）30件 → 85件 地方競馬（本人申告）146件 → 818件 （家族申告）1件 → 7件</p> <p>○購入限度額設定の開始時期 中央競馬 令和2年11月20日 地方競馬 令和2年11月30日（SPAT4、競馬モール）</p> <p>○購入限度額設定者数（令和3年9月末時点） 中央競馬 7,851件 地方競馬 5,927件</p>
4 競馬場・場外馬券売場のATMの撤去		
<p><評価> 競馬場・場外馬券売場のATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定し、計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。 引き続き残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画どおり確実に稼働終了・撤去することが必要である。</p>		
<p>各競馬主催者は、海外発行カード専用ATMを除き、令和元年度から順次、競馬場及び場外馬券売場に設置されているATMを撤去。</p>	<p>ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、計画どおり順次撤去を行っている。</p>	<p>○令和元年度以降、競馬場（中央競馬2か所5台、地方競馬1か所2台）及び場外馬券売場（中央競馬1か所5台、地方競馬1か所1台）のATMを撤去済み（稼働終了を含む）。</p>

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

<p>< I-1 第3の評価 > 民間団体等への新たな経済的支援に係る公連協での検討や公営競技カウンセリングセンター等の相談窓口の周知、各地域の包括的な連携協力体制への参画等により、相談・治療につなげる取組が進んでいることは評価できる。 引き続き取組内容の充実を図りつつ、より一層積極的な周知を行うことが必要である。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援</p>		
<p><評価> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援については公連協における検討作業部会において検討を行い、計画どおり令和3年度中に公募を開始することは評価できる。 引き続き各公営競技間で連携しつつ計画的に経済的支援を行うとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行うことが求められる。</p>		
<p>競馬主催者等は、他の公営競技と連携して、令和3年度までの支援開始を目指し、令和元年度から、自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。</p>	<p>公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、令和3年度末までに補助事業の募集を実施予定。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、民間団体支援に関する協議は1回）、民間団体支援に関する検討作業部会を9回開催。 令和3年度中の公募に向けた準備作業を進行中。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化		
<p><評価> 相談体制の強化の取組については公連協において公営競技カウンセリングセンターを設置するとともに、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図っている。また、JRA及びNARがそれぞれ主催し、関係者に対する研修を実施しているほか、相談対応マニュアルの整備、eラーニングによる定期的な研修等を実施している。加えて、各地域の包括的な連携協力体制に参加する等、相談体制の強化が図られたと評価できる。 引き続き相談窓口の積極的な周知やギャンブル等依存症に関する研修等については内容の充実を図りつつ継続して実施するとともに、各地域の包括的な連携協力体制へも継続して積極的に参画することが必要である。</p>		
<p>競馬主催者等は、以下の取組を推進。 ○引き続き、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（公営競技カウンセリングセンター）を積極的に周知。従業員への継続的な研修により、人材を安定的に確保。 ○令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画及び各種対策を改善。</p>	<p>○競馬場及び場外馬券売場におけるポスターやリーフレット、HP、公連協HPや公連協ツイッター等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。 啓発週間においては、上記の取組に加え、HPトップページでの特設バナーの掲示により周知した。 各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施し、人材の確保・養成等に努めており、役職員に対してはeラーニングによる研修を実施した。 ○各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図っている。</p>	<p>○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 平成31年4月～令和2年3月末 251件 令和2年4月～令和3年3月末 347件 令和3年4月～令和3年9月末 178件</p> <p>○相談件数の公表 令和2年5月から公連協HPで相談実績等を公表。</p> <p>○公営競技カウンセリングセンターの周知 各主催者ホームページのトップページにバナー又はアイコンを配置し、利用者の視認性を高めるなど、案内ページへのアクセスを改善。</p> <p>○従業員への依存症対策に係る研修を順次実施。</p> <p>○連携協力体制への参画 競馬主催者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
<p><評価> ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、通常の普及啓発活動に加え、啓発週間における注意喚起等のポスターの作成・掲示や大学生・新社会人等を対象としたセミナーを開催している。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和2年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。 引き続き発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していくことが求められる。</p>		
<p>競馬主催者等は、令和元年度中に、自己診断により早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、令和2年度中に公表。</p>	<p>公連協において、セルフチェックツールの要件定義、仕様等の検討を行い、全国モーターボート競走施行者協議会が作成し、令和3年3月に公表した。</p>	<p>○セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （公開～令和3年9月末） 閲覧数：128,156件 回答数：43,709件 全回答者数のうち28%が、10～20代の者</p>

第4 競馬における依存症対策の体制整備

<p>< I-1 第4の評価 > 従業員教育の推進や最高責任者の新設等の体制強化、規程の整備等、競馬における依存症対策の体制整備に係る取組については計画どおり実施されたと評価できる。引き続き役職員に対する研修や実施規程に基づく体制強化の取組を着実に進めることが必要である。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化</p>		
<p><評価> 役職員や競馬場等の従業員等に対する研修を実施するとともに、職員向けのお客様への対応マニュアルを整備する等、関係者の知識及び意識向上が図られたものと評価できる。また、ギャンブル等依存症対策を着実に実行するための体制及び規程の整備が進められ、実施体制の強化が図られたと評価できる。 引き続き研修の実施等を通じた、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努めるとともに、依存症対策の実施に係る体制や規程については検証を行いつつ、必要に応じて改善していくことが求められる。</p>		
<p>○競馬主催者等は、役職員に対する研修を継続的に実施。 ○JRAは、令和3年度までに、ギャンブル等依存症対策最高責任者及び専門的スタッフを設置。 ○各地方競馬主催者は、令和3年度までに、役職員による一元的な指導体制を構築。</p>	<p>○各競馬主催者の役職員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を継続的に実施しており、令和2年度はeラーニング等による研修を実施した。 ○JRAは役職員への指導的立場となるギャンブル等依存症対策最高責任者を平成31年3月に、専門スタッフについては令和2年3月に設置した。 ○地方競馬においても、責任者位置づけの明文化を含めたギャンブル等依存症対策実施規程を施行した。</p>	<p>○役職員への研修の実施 ・ JRA：令和元年、令和2年ともに11月に実施。 令和3年も11月に実施予定 ・ 地方競馬：令和元年度延べ12回実施。 令和2年度延べ19回実施。 令和3年度（4～9月まで）延べ12回実施。 ○平成31年3月にJRA常務理事をギャンブル障害対応担当理事に任命（令和2年3月にギャンブル等依存症対策担当理事に改称）。 ○規程の制定 -JRA- 令和2年3月に専門スタッフの設置等を規定するギャンブル等依存症対策実施規程を施行。 -地方競馬- 地方競馬において、各主催者幹部をギャンブル等依存症対策に係る責任者と位置づけたギャンブル等依存症対策実施規程を令和2年7月に施行。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定		
<p><評価> JRA、NARともに、ギャンブル等依存症対策の実施に係る新たな規程を整備し、計画どおり取組が実施されたと評価できる。 引き続き規程に基づいたギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行いつつ、必要に応じて改善していくことが求められる。</p>		
<p>競馬主催者等は、令和元年度中に「ギャンブル等依存症対策実施規程」の整備に着手し、令和2年度までに整備。</p>	<p>JRAは、ギャンブル等依存症対策を実施する独立した規程として、広告・宣伝の抑制、各地域の包括的な連携協力体制への参画、ギャンブル等依存症対策最高責任者の設置等に関する事項を盛り込んだ「ギャンブル等依存症対策実施規程」を制定・施行した。 地方競馬においても、責任者位置づけの明文化を含めたギャンブル等依存症対策実施規程を策定・施行した。</p>	<p>JRAにおいて、「日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程」を令和2年1月に制定、3月に施行。 地方競馬においても令和2年6月、地方競馬活性化会議で了解となり、7月に施行。</p>

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】
 第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

< I-1 第1の評価 >

射幸心をあおるものにならない内容での広告・宣伝の実施や啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や啓発活動により、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動が大きく進展したものと評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、全国的な指針を踏まえた競輪・オートレース施行者等による自主的な指針の早期の策定・運用に加え、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

< 評価 >

広告・宣伝については、従前から射幸心をあおる内容とならないよう取り組んでおり、また、広告・宣伝に関する全国的な指針については公連協において検討を進め、予定どおり策定・公表することについて評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、全国的な指針を踏まえた競輪・オートレース施行者等による自主的な指針の早期の策定・運用に加え、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが必要である。

<p>競輪についてはJKA及び全国競輪施行者協議会（全輪協）、オートレースについてはJKA及び全国小型自動車競走施行者協議会（全動協）は、それぞれ、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。</p>	<p>広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものとならないよう更に対策を強化するため、全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会において、広告・宣伝に関する全国的な指針を検討しており、令和3年度中に策定・公表する。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回（そのうち1回は、専門家を招いて意見聴取）、ワーキンググループを3回開催。 公連協で策定中の指針については、令和4年1～3月に公連協ホームページにて公表予定。</p>
--	--	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
<p><評価> 啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが必要である。</p>		
<p>競輪・オートレース施行者等は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。 ○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○令和元年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等において、注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう」を表示し、また、注意喚起標語のステッカーを車券発売機等に貼付することにより、広く注意喚起を実施している。</p> <p>○啓発週間においては、競輪及びオートレースオフィシャルHPによる啓発週間の周知や、公連協HP及びSNSを開設するとともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー等での注意喚起を実施。</p> <p>○啓発週間における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発週間の周知 啓発週間周知ポスターの競走場等での掲示や公連協HP等への掲載 競輪及びオートレースオフィシャルHPで特設バナーを掲載 競輪及びオートレースオフィシャルHP、各競輪場及びオートレース場HP等で周知 ・セミナーの開催 ・公連協HP、ツイッターの開設・投稿 <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から無観客での競輪・オートレース開催としたため、啓発週間における取組の一部は実施出来なかったものがある。</p>

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

< I-2 第2の評価 >
 オフィシャルHPや競輪・オートレース独自ポスターの掲示による周知により、アクセス制限の強化が進められたものと評価できる。
 引き続き個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について検討を行うとともに、アクセス制限等の認知を向上させるため、ウェブサイト等を通じた周知を積極的に進める必要がある。
 また、購入限度額設定システムについては計画どおり令和4年度までに導入するとともに、導入に際しては、特にインターネット投票利用者への効果的な周知を行う必要がある。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 個人認証システムの導入等による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

<評価>
 競輪場・オートレース場等へのアクセス制限については、オフィシャルHPに本人・家族申告の申請方法等について詳細を掲載するとともに、競輪・オートレース独自ポスターの各競走場等での掲示による周知等によりアクセス制限の強化が図れたと評価できる。
 引き続きアクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、今後、認証精度の向上・コスト・アクセス制限の件数等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について検討を行う必要がある。

<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協において、令和元年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施。</p>	<p>競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について引き続き検討中である。</p> <p>オートレースにおいては、全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について検討を行った結果、入場制限希望者が数名であることや、警備員及び監視カメラにおいて対応が可能なことから、当面個人認証システム導入については検討を中断する方針とした。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点）</p> <table border="0"> <tr> <td>競輪</td> <td>（本人申告）</td> <td>0件 → 2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（家族申告）</td> <td>0件 → 0件</td> </tr> <tr> <td>オートレース</td> <td>（本人申告）</td> <td>0件 → 2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（家族申告）</td> <td>0件 → 0件</td> </tr> </table> <p>○競輪・オートレースのオフィシャルHPに本人・家族申告の申請方法等について詳細を掲載するとともに、競輪（オートレース）独自ポスターを各競輪場・オートレース場等に掲示し、本人・家族申告によるアクセス制限が実施できる旨を周知。</p> <p>○競輪においては、個人認証システムの仕組み、効果、導入した場合の経費概算等について、個人認証システムの実績がある民間事業者複数社にヒアリングを実施。 また、各競輪場等へ個人認証システム設置状況を調査。 加えて、他の公営競技での実証実験の検証結果等を収集。</p> <p>○オートレースにおいては、他の公営競技での個人認証実証実験の検証結果等を収集するとともに、個人認証システムの導入を計画していたものの実施できなかった川口の経緯や、他4場も導入の検討に至っていない状況により当面個人認証システム検討を中断することを第2回オートレースギャンブル依存症対策推進会議に報告した。</p>	競輪	（本人申告）	0件 → 2件		（家族申告）	0件 → 0件	オートレース	（本人申告）	0件 → 2件		（家族申告）	0件 → 0件
競輪	（本人申告）	0件 → 2件												
	（家族申告）	0件 → 0件												
オートレース	（本人申告）	0件 → 2件												
	（家族申告）	0件 → 0件												

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 個人認証システムの導入に向けた取組等による、競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化		
<p><評価> 各種媒体による注意喚起や警備員等による積極的な声かけ等により、20歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたものと評価できる。 引き続き警備員等による声かけ等の強化により、20歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、今後、認証精度の向上・コスト等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について検討を行う必要がある。</p>		
<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協は、令和元年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施し、20歳未満の者の車券購入禁止への応用可能性を検討。</p>	<p>20歳未満の者と思われる者に対し、車券を購入しようとする行為が見られなくても警備員等による積極的な声かけ、年齢確認を行い、20歳未満の者による車券の購入禁止を徹底している。 また、「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度を楽しみましょう。」の標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、車券発売機等でのステッカーによる表示で、注意喚起を行っている。 競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」を、オートレースにおいては全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について検討を行っている。</p>	<p>○競輪においては、個人認証システムの仕組み、効果、導入した場合の経費概算等について、個人認証システムの実績がある民間事業者複数社にヒアリングを実施。 また、各競輪場等へ個人認証システム設置状況を調査。 加えて、他の公営競技での実証実験の検証結果等を収集。</p> <p>○オートレースにおいては、他の公営競技での個人認証実証実験の検証結果等を収集するとともに、個人認証システムの導入を計画していたものの実施できなかった川口の経緯や、他4場も導入の検討に至っていない状況等により当面個人認証システムの検討を中断することを第2回オートレースギャンブル依存症対策推進会議に報告した。</p> <p>○大型連休中での取組 （平成31年4月27日～5月6日） ・20歳未満の者と思われる者に対する積極的な声かけ、年齢確認の徹底及び注意喚起ポスター等の掲示を徹底。</p> <p>○個人認証システム 令和2年3月、「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」及び「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」で競輪・オートレース業界としての方針を決定。今後、個人認証システムを含め、入場管理の在り方について協議を実施。</p> <p>○経済産業省の取組 令和元年度の大型連休を前に、経済産業省は全輪協・全動協を通じて、競輪・オートレース施行者に対し、車券購入が疑われる20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 購入限度額設定システムの導入によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化		
<p><評価> インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票サイトのホームページにおける注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載している。また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に 対応した購入限度額設定システムについて、計画どおり令和4年度までの導入に向け対応していることから、アクセス制限の強化の取組が進められているものと評価できる。 引き続き、これまでの取組及び導入したシステムの普及について推進する一方、特にインターネット投票利用者への効果的な周知方法の検討を行うことが必要である。</p>		
<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはオートレース振興協会は、遅くとも令和4年度までに、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。</p>	<p>競輪・オートレース共に、アプリケーションの設計、開発が完了し試験工程に入っており、その中でインターネット投票の購入限度額設定システムを導入する。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点） 競輪 （本人申告） 59件 → 675件 （家族申告） 2件 → 11件 オートレース（本人申告） 17件 → 85件 （家族申告） 1件 → 3件</p> <p>○購入限度額設定システムについては、システム改修を行う上での申込み方法や設定額等の要件を決定。</p> <p>○競輪・オートレース共に詳細設計、開発（製造・単体試験）工程が完了し、結合試験を実施。</p>
4 競走場・場外券売場のATMの撤去		
<p><評価> 競輪場及び場外車券売場のATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定し計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。 引き続き残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画どおり確実に撤去することが求められる。</p>		
<p>競輪施行者及び場外車券発売事業者は、令和元年度から順次、競輪場及び場外車券売場に設置しているATMを撤去。</p>	<p>ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、令和3年度においても計画どおり順次撤去を行った。 なお、オートレースにおいては、すべてのATMを撤去済みである。</p>	<p>○令和元年度以降、競輪場（1か所1台）、場外車券売場（7か所7台）のATMを撤去済み。</p>

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

<p>< I-2 第3の評価 > 各種媒体によるJKA補助事業や公営競技カウンセリングセンター等の相談窓口の周知、各地域の包括的な連携協力体制への参画等により、相談・治療につなげる取組が進んでいることは評価できる。 引き続き取組内容の充実を図りつつ、より一層積極的な周知を行うことが必要である。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>1 自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援</p>		
<p><評価> 自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援については、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知し、補助事業の募集を行えたことと評価できる。 引き続きギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることを更に周知していくことが求められる。</p>		
<p>JKAIは、令和元年度から、補助事業を適切に周知し、自助グループなどの民間団体の取組に対する経済的支援を推進。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知し、補助事業の募集を行った。</p>	<p>○JKA補助事業の補助方針において、「ギャンブル等依存症対策に関する支援活動」及び「ギャンブル等依存症に係る研究」の2つの補助メニューを明記し、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で周知し、募集を実施。 ○応募のあった大学の「研究補助」事業（令和2年度2事業、令和3年度3事業）について採択し、補助事業として実施。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談体制の強化		
<p>＜評価＞</p> <p>相談体制の強化の取組については、公連協において、公営競技カウンセリングセンターを設置するとともに、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図っている。また、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に委員として参画するなど、相談体制の強化が図られたと評価できる。引き続き相談窓口の積極的な周知に努めるとともに、各地域の包括的な連携協力体制へも継続して積極的に参画していくことが必要である。</p>		
<p>○競輪・オートレース施行者及びJKAは、引き続き、相談窓口や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを積極的に周知。</p> <p>○競輪・オートレース施行者は、令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。</p>	<p>○競輪場・オートレース場等におけるポスター、ステッカーや競輪・オートレースオフィシャルHP、JKAコーポレートサイト、JKA補助事業HP、公連協HPや公連協ツイッター等での掲示により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。</p> <p>○競輪・オートレース施行者においては各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に委員として参画している。</p>	<p>○相談受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営競技カウンセリングセンター 平成31年4月～令和2年3月末 251件 令和2年4月～令和3年3月末 347件 令和3年4月～令和3年9月末 178件 <p>○相談件数の公表</p> <p>令和2年5月から公連協HPで相談実績等を公表。</p> <p>○連携協力体制への参画</p> <p>競輪・オートレース施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
<p><評価> ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、通常の普及啓発活動に加え、啓発週間における注意喚起等のポスターの作成・掲示や大学生・新社会人等を対象としたセミナーを開催している。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和2年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。 引き続き発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していくことが求められる。</p>		
<p>JKA、全輪協及び全動協は、令和元年度から、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手。</p>	<p>公連協において、セルフチェックツールの要件定義、仕様等の検討を行い、全国モーターボート競走施行者協議会が作成し、令和3年3月に公表した。</p>	<p>○セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （公開～令和3年9月末） 閲覧数：128,156件 回答数：43,709件 全回答者数のうち28%が、10～20代の者</p>

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

< I-2 第4の評価 >
 ギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるための取組及びギャンブル等依存症対策の検討体制を構築してきたことで体制整備の強化が図られたと評価できる。
 引き続きギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるための取組及び関係団体間で連携してギャンブル等依存症対策について協議することが必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 従業員教育の推進

<評価>
 競輪は、競輪施行者に向けた研修会の開催やギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるための資料送付を行うなど、従業員教育の推進が図られたと評価できる。
 オートレースは、研修資料等の配布や各種会議で意識啓発などの取組を行うことで従業員教育の推進が図られたと評価できる。
 引き続きギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるため、定期的な研修などの取組を実施することが必要である。

<p>全輪協及び全動協は、令和元年度以降、定期的な従業員研修を実施。</p>	<p>全輪協は競輪施行者に向けた研修会の開催やギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるために、競輪施行者に向けたギャンブル等依存症に関する資料をデータで送付した。</p> <p>全動協は、他の公営競技で開催した研修会のDVD及び全輪協研修会資料を各場に配布し、研修実施を要請するとともにギャンブル依存症に関する書籍（2種類）を各場に配布した。 また、全施行者が参加する会議において、ギャンブル依存症に関する事項を議題として取り上げる等意識啓発を図った。</p> <p>競輪及びオートレースにおいて、役職員研修の実施を盛り込んだギャンブル依存症対策実施規程を施行。 競輪は令和3年3月22日施行、オートレースは同年2月17日施行。</p>	
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症対策に関する体制強化		
<p><評価> 競輪・オートレースともに推進会議の設置を行い、ギャンブル等依存症対策の検討体制を整備できたと評価できる。 引き続き関係団体間で連携してギャンブル等依存症対策について協議していくことが求められる。</p>		
競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協は、令和元年度に、業界全体のギャンブル等依存症対策の体制整備等の検討を実施。	令和2年3月、競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」、オートレースにおいては全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」の設置を行い、ギャンブル等依存症対策の検討体制を構築し、基本計画に則った検討課題について協議を開始した。 競輪及びオートレースにおいて、各関係者が一体となって依存症対策を行うための「ギャンブル依存症対策実施規程」を策定した。 競輪は令和3年3月22日施行、オートレースは同年2月17日施行。	「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」及び「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、毎年度開催し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に則った検討課題について協議。 ○依存症対策責任体制の構築 令和2年3月、上記会議を競輪・オートレース業界のギャンブル等依存症対策に関する意思決定機関とすることを決定。

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】
 第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

< I-3 第1の評価 >

射幸心をあおるものにならない内容での広告・宣伝の実施や啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や啓発活動により、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動が大きく進展したものと評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、全国的な指針を踏まえたモーターボート競走関係団体による自主的な指針の早期の策定・運用に加え、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化することが求められる。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

<評価>

広告・宣伝については、従前から射幸心をあおる内容とならないよう取り組んでおり、また、広告・宣伝に関する全国的な指針については公連協において検討を進め、予定どおり策定・公表することについて評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進するとともに、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえたモーターボート競走関係団体による自主的な指針を早期に策定・運用することが必要である。

全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及びBOATRACE振興会（モーターボート競走関係団体）は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込む。

広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものにならないよう更に対策を強化するため、全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会において、広告・宣伝に関する全国的な指針を検討しており、令和3年度末に策定・公表する。

○公連協における検討実績

令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回（そのうち1回は、専門家を招いて意見聴取）、ワーキンググループを3回開催。

公連協で策定中の指針については、令和4年1～3月に公連協ホームページにて公表予定。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
<p>＜評価＞</p> <p>啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各級の普及啓発活動について更に強化することが求められる。</p>		
<p>全国モーターボート競走施行者協議会（全施協）は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。</p> <p>○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。</p> <p>○令和元年度から、啓発週間に注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○施行者等は、啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブサイトやインターネット投票サイト等において、注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」などの表示や注意喚起標語ステッカーの舟券発売機等への掲示等、競走場等HPやインターネット投票サイトでの相談窓口案内や支援センター作成リーフレットの相談窓口での配布等広く一般に注意喚起を従前から継続的に実施している。</p> <p>支援センターは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレット及び漫画を作成し、継続して施行者等へ提供し、ホームページにおいて公開している。</p> <p>また、SNS等に広告を展開し、相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促した。</p> <p>○啓発週間においては、施行者等のHP、競走場の場内モニターやアナウンスによる啓発週間の周知、公連協HP及びSNSの開設、街頭啓発活動とともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部の競走場、場外発売場にて無観客でのモーターボート競走開催としたため、啓発週間における取組の一部が実施出来なかったものがある。</p> <p>また、啓発週間における取組として、緊急事態宣言等影響により、サンプリングの配布や新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催についても一部実施を見送った。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動</p> <p>【モーターボート競走関係団体】</p> <p>全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、場内ビジョン、場内放送、リーフレット等での注意喚起を実施。</p> <p>【支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防教育ツールを作成し、施行者等への提供及び、ホームページへの公開を実施。 ・SNSを活用した青少年に対する普及啓発活動を実施。 ・教育機関において、依存症の正しい理解を目的とした講義を実施予定。 <p>聖心女子大学 1年生600人を対象 【令和3年11月実施予定】</p> <p>○啓発週間における取組</p> <p>【モーターボート競走関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発週間の周知 ビジョン等での放映 啓発週間周知ポスターの競走場場等での掲示やオフィシャル・各場・公連協・支援センターHP等への掲載 <p>【支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP内に啓発週間の特設ページを開設 ・ツイッターの開設・投稿 <p>【公連協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催 ・ツイッターの開設・投稿

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

< I-3 第2の評価 >
 ホームページ等による周知や購入限度額設定システムの導入等により、アクセス制限にかかる取組が進んでいることは評価できる。
 今後はアクセス制限制度の更なる周知方法の検討、ICT技術（顔認証技術）の実用化に向けた更なる調査・研究の実施、必要としている利用者に対する利用しやすいアクセス制限に係るシステム環境の構築が求められる。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 ICT技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

<評価>
 競走場等へのアクセス制限については従前からの取組に加えて、ホームページでの周知方法を見直したほか、ICT技術（顔認証技術）の活用によるアクセス制限の強化について実証実験を実施し、検証を行っていることは評価できる。
 ICT技術（顔認証技術）については今後の実証実験の検証結果を踏まえ、一定の方向性を見出せるよう、更なる課題を抽出するとともに、同技術の今後の技術の進展や社会情勢等も踏まえつつ、引き続き調査・研究を実施していくことが求められる。

<p>全施協は、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、本人・家族申告によるアクセス制限の周知方法を見直し。 ○令和元年度から3年間を目標に、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。</p>	<p>○本人・家族申告によるアクセス制限制度のホームページでの周知方法については、令和元年度において見直し・修正を既に行っており、令和2年度も継続実施している。</p> <p>○ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、令和元年11月から12月にかけて、顔認証システムの実証実験を実施した。 この実証実験結果をもとに検証を行い、令和3年度中に新たな競走場にて再度実証実験を実施予定である。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点） （本人申告） 6件 → 47件 （家族申告） 0件 → 0件</p> <p>○ICT技術を活用した入場管理方法の研究 令和元年度に各メーカーの展示会等を訪問し、顔認証技術をはじめとした様々な最新ICT技術の情報を収集。</p> <p>○顔認証システムの実証実験（第一段階） 令和元年11月28日～12月27日の営業日 （常滑競走場及びボートレースチケットショップ高浜で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①混雑時には入場者の重なりにより人物検知がされない入場者が発生する。 ②特定人物検知についてはマスク、帽子及び眼鏡等をつけている場合、大幅に検知率が下がる。 ③天候による照度の影響を大きく受け、時間帯で精度に差が生まれる等の課題が多くあった。</p> <p>○顔認証システムの実証実験（第二段階） [令和3年12月1日～令和4年2月28日の営業日実施予定] 戸田競走場で実施予定。 令和元年度に実施した実験結果を踏まえ、実用性及び予見される課題の考察を実施する。</p>
--	--	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化		
<p><評価> 各種媒体による注意喚起や警備員等による声かけ等により、20歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたものと評価できる。 また、ICT技術（顔認証技術）の活用については顔認証システムの実証実験を実施する等、計画どおり進められたものと評価できる。 引き続き警備員等による声かけ等の徹底による20歳未満の者の購入禁止の強化を着実に実施するとともに、ICT技術（顔認証技術）については今後の実証実験の検証結果を踏まえ、一定の方向性を見出せるよう更なる課題を抽出するとともに、同技術の今後の技術の進展や社会情勢等も踏まえつつ、引き続き調査・研究を実施していくことが求められる。</p>		
<p>モーターボート競走施行者は、令和元年度中に、場内アナウンスや場内モニター等により、20歳未満の者による舟券の購入防止に関する注意喚起を強化。</p>	<p>ボートレース関係者は、啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブサイトやインターネット投票サイト等に、20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起のための標語「20歳未満の方は投票券の購入ができません。」などの表示や、注意喚起標語ステッカーの舟券発売機やマークカード記載台等への掲示を実施し、注意喚起の強化を図っている。</p> <p>また、競走場等において、20歳未満と思われる者に対して、警備員等による声かけ、年齢確認や場内モニター及び場内アナウンスによる注意喚起の強化を図っている。</p>	<p>○20歳未満の者の購入禁止の強化のため、啓発・開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブ、インターネット投票を含む各種ウェブサイト、舟券発売機やマークカード記載台にステッカーの添付等により啓発活動を実施。</p> <p>○令和3年度含む毎年、警備責任者連絡会議を5回・5会場において開催。 同会議では、20歳未満と思われる者に対して、警備員等による声かけ等の徹底について周知を実施。</p> <p>○顔認証システムの実証実験 【第一段階】 令和元年11月28日～12月27日の営業日 常滑競走場及びボートレースチケットショップ高浜で実施。 <実証実験での検証結果> ①混雑時においては入場者の重なりにより人物検知がされない入場者が発生する。 ②特定人物検知についてはマスク、帽子及び眼鏡等をつけている場合、大幅に検知率が下がる。 ③天候による照度の影響を大きく受け、時間帯で精度に差が生まれる等の課題が多くあった。</p> <p>【第二段階】 [令和3年12月1日～令和4年2月28日の営業日実施予定] 戸田競走場で実施予定。 令和元年度に実施した実験結果を踏まえ、実用性及び予見される課題の考察を実施する。</p> <p>○国土交通省の取組 令和元年度の大型連休を前に、国土交通省は全施協等及び地方運輸局等に対し、舟券購入が疑われる20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>

		○啓発週間における取組 各種媒体、各競走場・場外舟券売場においても啓発活動を実施した。
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化		
<p><評価> インターネット投票におけるアクセス制限の強化に対する取組については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、利用停止措置を実施するとともに、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒しして運用を開始したことから、アクセス制限の強化の取組が進められたものと評価できる。 今後は、表示方法の変更等を含め、更なる周知方法を検討し、購入限度額設定を必要としている利用者及びその家族が、同システムを利用しやすい環境を構築する必要がある。</p>		
<p>モーターボート競走関係団体は、令和2年度に前倒しして、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。</p>	<p>ボートレース関係団体は、令和2年12月に購入限度額設定システムを導入し、継続してオフィシャルHP、インターネット投票サイト等において同システムの説明を実施している。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年9月末時点） （本人申告） 129件 → 922件 （家族申告） 5件 → 14件</p> <p>○購入限度額設定の開始時期 令和2年12月16日</p> <p>○購入限度額設定者数（令和3年9月末時点）125件</p>
4 競走場及び場外舟券売場のATMの撤去		
<p><評価> 競走場及び場外舟券売場のATMについては、現行契約の更新は行わず、撤去すること計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。 引き続き残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画どおり確実に撤去することが求められる。</p>		
<p>モーターボート競走施行者は、令和元年度から順次、競走場及び場外舟券売場に設置されているATMを撤去。</p>	<p>ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、令和3年度においても計画どおり順次撤去を行っている。</p>	<p>○令和元年度以降、競走場（14か所20台）及び場外舟券売場（6か所6台）のATMを撤去済み。</p>

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

< I-3 第3の評価 >

自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援に係る公連協での検討や各地域の包括的な連携協力体制への参画等により、相談・治療につなげる取組が進んでいることは評価できる。また、支援センターにおける相談者向け助成制度について、令和3年度中に支援を拡大することは評価できる。引き続き取組内容の充実を図りつつ、より一層積極的な周知を行うことが必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

< 評価 >

自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援については、公連協における検討作業部会において検討を行い、計画どおり令和3年度中に公募を開始することは評価できる。
支援センターについては、相談者向け助成制度の更なる制度拡充として、現在の初診料等の支援に加え、再診料についても支援し、計3回まで拡大するよう進めていることも評価できる。
今後は、民間団体に対する経済的支援の実施及び、支援センターにおける制度拡充についての周知方法を検討していく必要がある。

<p>全施協は、以下の取組を推進。 ○他の公営競技と連携して、令和3年度までの支援開始を目指し、令和元年度から、自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。 ○令和元年度中に、ギャンブル依存症予防回復支援センター（支援センター）の相談者向け助成制度（民間団体の初回利用料又は初診料の負担）の拡充の検討に着手。</p>	<p>○公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、令和3年度末までに補助事業の募集を実施予定。 ○支援センターは、更なる制度拡充を検討し、令和3年度からは再診料についても2回までは支援する予定とし、制度に係る要件等の取りまとめを実施している。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、民間団体支援に関する協議は1回）、民間団体支援に関する検討作業部会を9回開催。 令和3年度中の公募に向けた準備作業を進行中。 ○支援センターにおける相談内容の分析については毎年度、アニュアルレポートを公表。 【今後の予定】 ○支援センターにおいて、更なる制度拡充 ・現行制度に加え、2回までの再診、利用料の負担 ・申請書提出に係る送料を支援センターが負担 [令和3年度中に変更予定]</p>
---	---	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化		
<p>＜評価＞</p> <p>支援センターの活動について、計画どおり各種広報媒体により積極的に周知し、また、支援センターにおける相談（サポートコール）については、開設から現在に至るまで24時間365日、通話料・相談料無料にて継続的に実施しているとともに、相談体制の強化として新たに司法書士と連携し解決策の拡大を図ったことは評価できる。また、施行者等が、各地域の包括的な連携協力体制に参画していることも評価できる。</p> <p>引き続き支援センター等の相談窓口の積極的な周知に努めるとともに、各地域の包括的な連携協力体制へも継続して積極的に参画していく必要がある。</p>		
<p>○全施協は、支援センターを積極的に周知。</p> <p>○モーターボート競走施行者は、令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。</p>	<p>○競走場等におけるポスター、リーフレット、ウェブサイトやSNS等により、支援センターの問合せ先等を継続して周知している。</p> <p>また、全施協は、支援センターの積極的な周知に向けて、ウェブサイトの新規や公開情報量の増加を検討中である。</p> <p>加えて、啓発週間においては、今年度においても他の公営競技とも連携し、ボートレースオフィシャルHPトップページでの特設バナーの掲示による周知を実施した。</p> <p>○支援センターにおいては、相談体制の強化を目的とし、現在の医師に加え、ギャンブル等依存症と切っても切れない金銭問題の解決の糸口となるよう、令和3年度から新たに司法書士との連携を開始した。</p> <p>○各地域の包括的な連携協力体制への参画については、施行者等は都道府県等からの連携会議への参加要請があった場合においては参画することとし、モーターボート競走に係る情報や課題を共有・周知依頼を実施することとしている。</p>	<p>○相談受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター 平成31年4月～令和2年3月末 4,312件 令和2年4月～令和3年3月末 4,453件 令和3年4月～令和3年9月末 2,846件 <p>○ボートレース関係者による支援センター周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競走場、場外舟券売場におけるポスターやリーフレットの設置 ・ウェブサイトやSNSによる周知 ・競走場、場外舟券売場への相談者に対する周知 <p>○連携協力体制への参画</p> <p>モーターボート競走施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を継続して共有。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
<p><評価> ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、通常の普及啓発活動に加え、啓発週間における注意喚起等のポスターの作成・掲示や大学生・新社会人等を対象としたセミナーを開催している。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和2年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。 引き続き発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ、効果検証を行い、必要に応じて改善していくことが求められる。</p>		
<p>全施協は、令和元年度中に、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、令和3年度までに開発。</p>	<p>公連協が運営元となり、全国モーターボート競走施行者協議会及びギャンブル依存症予防回復支援センターが協力支援し、精神科医師監修のもと、要件定義・仕様等の検討を行い、マンガコンテンツを取り入れたセルフチェックツールの作成を行い、誰もが気軽に簡易的なチェックをできるようにした。（令和3年3月公開）</p>	<p>○セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （公開～令和3年9月末） 閲覧数：128,156件 回答数：43,709件 全回答者数のうち28%が、10～20代の者</p>

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

<p>< I-3 第4の評価 > 階層別研修の実施に向けたプログラム策定及び実施スケジュールの検討、統括管理者の設置及びギャンブル等依存症対策実施規程の制定について、計画どおり進められていることは評価できる。 引き続き窓口担当者に対する研修を実施するとともに、階層別研修についても計画どおり実施していくことが必要である。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の新設等による体制強化</p>		
<p><評価> 階層別研修については担当毎にプログラムを策定し、統括管理者制度については今年度中の設置に向けて検討するなど、計画どおり進められているものと評価できる。 引き続き窓口担当者に対する研修を実施するとともに、階層別研修についても計画どおり実施していくことが必要である。</p>		
<p>全施協は、以下の取組を推進。 ○階層別の研修制度の整備のため、令和元年度中に窓口担当者を対象とした研修制度を、令和3年度までに管理者を対象とした研修制度を整備。 ○令和元年度から、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に向けた検討に着手。</p>	<p>○窓口担当者を対象とした研修制度を整備し、令和元年度から定例的に実施している。 また、支援センターと連携し、実態把握を踏まえたギャンブル等依存症の予防に係る階層別研修プログラムの策定に向けた検討を実施。令和3年10月以降順次実施予定としている。</p> <p>○ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に向け検討・調整中である。</p>	<p>○階層別研修制度 プログラムの策定及び実施スケジュールの検討を行った。 階層別研修（管理者・従業員向け）を実施する。 ・管理者 1回 [令和3年10月実施予定] ・従業員向け 全国5地区 [令和3年11月～12月実施予定]</p> <p>○業界関係誌「BOATRACE Monthly Report」へのギャンブル等依存症に関する記事を出稿し、業界関係者の知識の向上を図った。</p> <p>○ギャンブル等依存症統括管理者（仮称）の新設 他公営競技と連携を図りながら、ギャンブル等依存症対策統括管理者の設置に向けて、監督官庁（国土交通省）と調整をすすめている。 ・ボートレースとして、ギャンブル等依存症対策統括管理者の設置 [令和4年3月実施予定]</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定		
<p><評価> ギャンブル等依存症対策実施規程の制定については、他公営競技と連携を図りながら令和3年度中の制定に向け計画どおり準備が進められていることは評価できる。引き続き他公営競技間と連携を図りつつ、計画どおり制定する必要がある。</p>		
<p>全施協は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等を検討し、令和3年度までに「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策を効果的、かつ実効性をもって実施する独立した規程として、「ギャンブル等依存症対策実施規程」の策定に向けて、モーターボート競走関係団体と連携し、規程の在り方、取りまとめ方法、規程整備に係る課題の洗い出し方法等を検討中である。</p>	<p>○ギャンブル等依存症対策実施規程の策定 他公営競技と連携を図りながら、ギャンブル等依存症対策実施規程案を作成し、監督官庁（国土交通省）と調整をすすめているところである。 ボートレースとして、実施規程を制定〔令和4年3月制定予定〕</p>

I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

< I-4 第1の評価 >

ぱちんこにおける広報・宣伝について、依存問題の発生の抑止に資するため、全国的な指針が策定され、普及啓発に関する取組が推進されたと評価できる。引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

< 評価 >

令和元年度に注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針を策定・公表し、多くのぱちんこ店でこれら注意喚起標語が使われるようになるなど、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、本指針に係る取組を着実に実施する必要がある。

<p>ぱちんこ業界は、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生の抑止に資するものとなるよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。</p>	<p>注意喚起標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し、公表した（令和元年12月、令和2年3月）。</p>	<p>○以下の規程を策定。【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ依存問題対策基本要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ店における依存問題対策ガイドライン（令和2年3月30日） <p>< 付属マニュアル ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告・宣伝に係る共通標語の活用について ・パチンコ店内におけるポスター・リーフレット等の扱いについて ・自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル ・18歳未満立入禁止対応について ・依存問題対策実施確認シート及び記入要領 ・子どもの車内放置防止対策マニュアル <p>○令和元年度に策定、公表された全国的な指針に沿った広告・宣伝が行われているかについて調査を実施の上、確認を行うなどして、本指針に基づく着実な取組を推進した。【令和2年度】</p>
--	---	---

		<p>○全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）では、「依存対策実施状況調査」を実施し、指針に基づく取組状況について以下の状況を確認するとともに、共通標語に加え、新共通標語の使用率も向上するよう、各県遊協への指導を実施している。</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・「依存問題対策ガイドライン」及び「付属マニュアル」を入手、保管し、内容を確認しているホールは約97%・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の使用率約98%・新共通標語「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」の使用率約78%
--	--	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
<p><評価> 年間を通じ、客に対する啓発資料の配付等の普及啓発活動を推進したほか、啓発週間に合わせWebフォーラム等を開催した。また、パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会公式Twitterアカウントを開設するなど、SNS等も活用しながら、青少年を含む一般向けの各種の普及啓発活動を推進しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症に関する各種の普及啓発活動に取り組む必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。 ○年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進。 ○令和元年度から、啓発週間に、啓発資料を配布し、シンポジウム・講演会を開催。</p>	<p>○年間を通じ、客に対する啓発資料の配付、ポスターの掲示、シンポジウム・講演会の開催等の青少年を含む一般向けの取組により、ぱちんこへの依存問題やその対策の普及啓発を推進した。 ○啓発週間に合わせ、各種の普及啓発を推進した。 ・パチンコ・パチスロ依存問題フォーラムの開催、ぱちんこ営業所へのポスター等の掲示、大学・保健所等へのポスターの送付、主要駅への掲示等</p>	<p>○ぱちんこ営業所におけるアドバイザーによる取組【令和元・2・3年度】 ・リーフレット等を活用し、RSN、自己申告・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等を紹介 ○啓発週間の周知【令和元・2・3年度】 ・ウェブサイトへのポスターの掲示 ・啓発期間告知ポスター、チラシの作成・掲示 チラシ 24,870枚【令和3年度】 当該チラシを機関誌等に同封し、関係機関に送付するとともに、ぱちんこ営業所にデータ配信を行い、店内のデジタルサイネージ等に掲示。 ・パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会公式Twitterアカウントを開設し、啓発週間やWebフォーラム等を告知。【令和3年度】 ○「パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム」の開催【令和元年度】 ○ぱちんこ営業所経営企業において自治体や社会福祉協議会等と連携して依存問題対策セミナーを開催。【令和元年度】 ○一般社団法人日本遊技関連事業協会において、「パチンコ・パチスロファンアンケート調査」を実施し、依存対策告知の認知度等を調査。【令和元・2年度】 ○パチンコ・パチスロ産業21世紀会のホームページ「安心娯楽宣言」に特設ウェブサイトを開設。【令和2年度】 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、特設ウェブサイト内において啓発週間に「パチンコ・パチスロ依存問題Webフォーラム」を開催し、動画コンテンツを配信。（通年視聴可能）【令和3年度】</p>

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

< I-4 第2の評価 >

自己申告・家族申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等や入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施に関する取組が推進され、ぱちんこにおけるアクセス制限の取組が進展したと評価できる。引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

<評価>

本人や家族の求めに応じ入店制限や利用制限を行う自己申告・家族申告プログラムに関し、業界団体のウェブサイトを導入店舗名を掲載するなど、その周知徹底を図るとともに、本人の同意のない家族申告による入店制限の導入を進めた。また、ウェブサイトでの申込書様式の入手や複数店舗への申告に関する負担軽減策については令和3年度中に実施予定とされているほか、顔認証システムの活用に係るモデル事業が実施されるなど申告対象者の把握を容易にする取組が進められ、基本計画で設定した目標を達成又は達成できる見込みである。引き続き、自己申告・家族申告プログラムの普及等を推進するとともに、複数店舗への申請に係る手続の負担軽減に資する取組を推進する必要がある。

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。
 ○令和元年度以降、自己申告・家族申告プログラムの周知を強化。
 ○令和元年度中に、本人の同意のない家族申告による入店制限を導入。
 ○令和3年度までに、複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討。

○自己申告・家族申告プログラムの導入店舗は4,714店舗となった（令和3年9月末現在）。令和2年3月から、プログラムの普及に向けて業界団体のウェブサイトを導入店舗名を掲載している。
 ○利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限（令和2年3月開始）の導入店舗は1,339店舗となった（令和3年9月末現在）。
 ○また、令和元年8月から一般社団法人日本遊技関連事業協会において、「顔認証等個人認証システムの活用に係るモデル事業勉強会」を開催し、複数店舗への申告に関する負担軽減策や顔認証等個人認証システムの活用に向けた検討を進めた。一部のホールにおいては、顔認証システムの活用に係るモデル事業を実施した。

○自己申告・家族申告プログラムの導入状況
 ・令和3年9月末現在：4,714店舗(全店舗数：9,035店舗(令和2年12月末現在))【令和元・2・3年度】
 ※平成29年12月末 1,851店舗
 ○本人同意のない家族申告プログラム
 ・家族：二親等以内
 ・要件：医師の診断又は家庭生活への支障
 ・有効期間：1年間
 ○顔認証等個人認証システムの活用に係るモデル事業勉強会の開催状況【令和元・2・3年度】
 令和元年8月以降6回開催
 ○ぱちんこ営業所経営企業において、自己申告・家族申告プログラム対象者の把握を容易にするための顔認証システムの活用に係るモデル事業を実施中。【令和元・2・3年度】
 ○家族申告プログラムの適正な運用維持のため、専門家により構成された「家族申告プログラム助言機関」を設置し、ぱちんこ営業所での申込み受付などに助言を行う運用を実施。【令和3年度】
 ○複数店舗での申請に使用可能な申込書を含む自己申告・家族申告プログラム申込みガイドを作成し、ウェブ上に掲載することで、ウェブサイトでの申込書様式の入手や複数店舗に申告する際の書類作成手続に係る負担の軽減に資する取組を実施予定。【令和3年度中に実施予定】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施		
<p><評価> 令和元年度にぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を策定し、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、本規程に基づく措置を徹底する必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化。</p>	<p>○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を策定し、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化した（令和2年3月）。 ○策定された規程に基づき、身分証明書による年齢確認を推進した。</p>	<p>○年齢確認書類の例 運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票等 ○令和元年の大型連休（4月27日～5月6日）における取組 全日遊連は、警察庁からの要請文書の内容を踏まえ、連休中の18歳未満立入禁止措置等の再徹底に関する文書を発出。【令和元年度】 ○策定された規程を踏まえた、入店した客に対する身分証明書による年齢確認を徹底。全日遊連の「依存症対策実施状況調査」によると年齢確認書類による年齢確認の実施率はほぼ100%。【令和2年度】</p>

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

< I-4 第3の評価 >

ぱちんこ営業所のATM等の撤去等や出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入に関する取組が推進され、施設内における依存問題に関する取組が進展したと評価できる。引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等

< 評価 >

ATM及びデビットカードシステムについて、契約更新を行わないことなどにより撤去等が推進され、取組開始当時と比べ設置数が減少するなど、基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。引き続き、ATM等の設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進する必要がある。

<p>ぱちんこ業界は、令和元年度以降、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進。</p>	<p>ぱちんこ業界において、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進することとした。</p>	<p>○設置数 ATM 約1,100台（平成30年12月末現在） デビットカードシステム 791店舗（令和2年3月末現在）であったが、ATM、デビットカードシステムの設置会社によると、ATMは、平成30年12月末現在と比較して、約22%減少した（令和3年9月末現在）。また、デビットカードシステムは、令和2年3月末現在と比較して、約10%減少した（令和3年9月末現在）。 ○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に本施策が盛り込まれた。【令和元年度】 ○撤去予定 一部のぱちんこ営業所経営企業において、営業所内に設置されている全てのATM約200台について、契約更新を行わず、順次撤去する方針を決定。【令和元年度】 ○和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画（令和2年4月策定）においては、全てのぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去を推進する旨盛り込まれた。【令和2年度】</p>
---	---	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入		
<p>＜評価＞</p> <p>新基準の遊技機の入替については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経過措置期間が1年延長され、令和4年春までとなったが、ぱちんこ業界において、遊技機の計画的な入替えにおける決議を行い、旧基準の遊技機の撤去を進めており、取組が進展したものと評価できる。引き続き、全ての遊技機を新基準に適合する遊技機に入れ替えるため、計画的な入替えを進めていくとともに、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた開発を継続していく必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。</p> <p>○出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する令和3年春までに、全ての遊技機を新基準に適合するものに入れ替える。</p> <p>○引き続き、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討。</p>	<p>○各ぱちんこ営業所は、旧基準の遊技機について新基準に適合する遊技機への入替を順次実施した。</p> <p>○遊技機製造業者団体は、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討中である。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、改正後の基準に沿った遊技機への入替を経過措置期間内に行うことが難しくなり、また、入替作業等に伴う感染リスクも懸念されたことから、令和2年5月、国家公安委員会規則を改正し、経過措置期間の1年延長を行った。【令和2年度】</p> <p>○業界において、高射幸性遊技機の優先的な撤去を含む遊技機の計画的な入替についての決議に基づいた撤去・入替を推進した。【令和元・2・3年度】</p>

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

< I-4 第4の評価 >
 依存問題に取り組む民間団体等に対する経済的支援、ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介、リハビリサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援に関する取組が推進され、ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組が進展したと評価できる。引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
--------------------	---------	-----------

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

< 評価 >
 令和元年度以降、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表しており、基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。引き続き、民間団体等の活動を支援し、毎年度実績報告書を作成・公表していく必要がある。

<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、依存問題に取り組む民間団体等に対する支援を開始し、以降、毎年度、実績報告書を作成・公表。</p>	<p>○令和元年5月、全日本遊技事業協同組合連合会が支援金を拠出する全日本社会貢献団体機構は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成をし、報告書を作成・公表した。 ○令和元年11月、全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支えあって回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する専門の機関として一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立し、令和2年7月、同機構は依存問題に取り組む民間団体等に対する助成をし、報告書を作成・公表した。</p>	<p>○業界において、全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支えあって回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する専門の機関である一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立（令和元年11月）。【令和元年度】 ○全日本社会貢献団体機構による助成実績【令和元年度】 4件、750万円 ○一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構による助成実績 6件、1,225万円【令和2年度】 9件、1,620万円【令和3年度】 ・特定非営利活動法人仙台夜まわりグループ：90万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック：200万円 ・認定特定非営利活動法人ワンデーポート：200万円 ・山梨ギャンブル依存症を考えるシンポジウム実行委員会：200万円 ・特定非営利活動法人まいど家：200万円 ・特定非営利活動法人三重ダルク：160万円 ・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ：200万円 ・特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会長崎ダルク：170万円 ・一般社団法人むらワーカーズホーム：200万円 ○ぱちんこ営業所経営企業等により、依存問題に取り組む民間団体等に対する寄付等を実施。【令和元・2・3年度】 ○一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構は、令和元年度及び令和2年度のパチンコ・パチスロ依存問題への支援活動報告を作成・公表。【令和2・3年度】</p>
---	---	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介		
<p><評価> 都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載し、同リーフレットをぱちんこ営業所等に配付するなどして継続的な周知を行っており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症対策の普及啓発等を推進する必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度から、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載するなど、その周知を強化。</p>	<p>都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載し、ぱちんこ営業所等に配付、常置された同リーフレットを活用等して継続的な周知に努めた。</p>	<p>○都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を掲載した新たな「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を令和元年度中に作成し、以降同リーフレットを各組合員ホールに配布するなどし、継続的な周知を実施。【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援		
<p><評価> ぱちんこ業界において、毎年度RSNに対し支援金を拠出し、関係企業の社員を出向させるなど、RSNへの相談状況に応じた相談体制・機能の充実・強化のための支援をしており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、RSNへの相談状況に応じ、RSNへの相談体制・機能の充実・強化が図られるよう、ぱちんこ業界において、支援を継続する必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、令和3年度までに、RSNへの相談状況に応じ、RSNの相談体制・機能を充実強化。</p>	<p>RSNに対し支援金を拠出するなど、相談体制の構築のため支援した。</p>	<p>○21世紀会によるRSNへの支援金 ・令和元年度(令和元年7月～2年6月)：5,400万円 ・令和2年度(令和2年7月～3年6月)：5,470万円 ・令和3年度(令和3年7月～4年6月)：5,470万円 ○RSNの相談体制・機能 ・相談件数 5,222件(令和元年中) 3,703件(令和2年中) 2,667件(令和3年1月～9月末時点) ・相談体制(令和3年9月末時点) 常勤2名、非常勤2名、出向者2名 ・業務概要 平日の午前10時から午後10時(受付最終午後9時30分)まで電話相談を実施(相談料無料) 相談は匿名で受理 相談回数・1回の相談時間に制限なし 相談をデータベースとして蓄積(相談内容を過去のデータベースと照合し、当該相談が初回か複数回かを判別) ○RSNの相談体制等に関する周知 ・ポスターの配布、業界団体のウェブサイトへの掲示等により周知。【令和元・2・3年度】 ○eラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」を新設し、ぱちんこ営業所従業員向けに提供。【令和3年度】 ○パチンコ・パチスロ依存問題特設ウェブサイトにてRSNの紹介動画を公開し、相談体制の周知に努めた。【令和3年度】</p>

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

<p>< I-4 第5の評価 > 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定、業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置、第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査、ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善に関する取組が推進され、ぱちんこにおける依存症対策の体制整備が図られたと評価できる。引き続き、関連する取組を継続する必要がある。</p>		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化</p>		
<p><評価> 安心パチンコ・パチスロアドバイザーリーフレット及び「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」活動の手引き（Q&A）の内容を充実させたものに更新するとともに、登録アドバイザー制度を新設するなど、同制度の運用を改善しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、必要に応じて改善を図りながら、同制度を着実に運用していく必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、令和3年度までに、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの活動の手引きの内容を充実させ、同制度の運用を改善。</p>	<p>安心パチンコ・パチスロアドバイザーの活動の手引きの内容の充実も含め、同制度の運用を改善した。</p>	<p>○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の概要 客に安心して楽しく遊んでもらう手助けをしながら、客や家族から依存について相談を受けた場合にRSN 等へ案内。 ○受講者数：39,212人（令和3年9月末現在） ○全日遊連の「依存対策実施状況調査」によるとアドバイザーの店舗在籍率は約98%、3人以上の在籍率約69%。またアドバイザー告知ポスターの掲示率は約87%、来客から遊び方やのめり込みの相談を受けた店舗は約9%。【令和2年度】 ○「登録アドバイザー」制度の新設 アドバイザー講習会受講修了者に現場での運用に役立つ知見を共有し、アドバイザー制度の充実を図るため、「登録アドバイザー」制度を新設。希望するアドバイザーはメールアドレスを登録し、登録者に対して依存問題に資する情報を月に1回、メール送信。登録者は2,789人（令和3年9月末現在）。【令和2・3年度】 ○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」活動の手引き（Q&A）の内容を充実させた更新版を作成。【令和3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定		
<p><評価> 令和元年度中に、パチンコ依存問題対策基本要綱等を制定・公表しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、本要綱等に基づく対策の実施状況の報告書を作成・公表すること等を通じ、本要綱等に基づく取組を推進する必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込む「依存問題対策要綱」（仮称）を制定・公表。</p>	<p>○広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込んだ、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定した（令和元年12月、令和2年3月）。 ○新たに制定されたぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、ぱちんこへの依存防止対策を推進した。 ○令和2年7月から、毎年、同規程に基づく対策の実施状況についての報告書を作成・公表している。</p>	<p>○以下の規程を策定。【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ依存問題対策基本要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ店における依存問題対策ガイドライン（令和2年3月30日） <p><付属マニュアル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告・宣伝に係る共通標語の活用について ・パチンコ店内におけるポスター・リーフレット等の扱いについて ・自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル ・18歳未満立入禁止対応について ・依存問題対策実施確認シート及び記入要領 ・子どもの車内放置防止対策マニュアル <p>○規程に基づき、パチンコ・パチスロ依存問題対策実施状況報告書を作成・公表。【令和2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置		
<p><評価> 毎年度、第三者機関であるパチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議に対して、取組状況の評価について諮問し、同会議からの評価・提言を受けて対策を推進しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、毎年度、有識者会議の評価・提言を活用し、ぱちんこへの依存防止対策に取り組む必要がある。</p>		
<p>ぱちんこ業界は、第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を積極的に活用。</p>	<p>○平成31年1月に、医師、弁護士等からなる第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」を設置し、「遊技業界における現行の依存問題対策全般についての評価」について諮問した。 ※「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の構成員 ・ 総山哲（弁護士、総山法律事務所）（座長） ・ 稲富仁（医学博士、糸満晴明病院理事長・院長） ・ 柏木勇一（産業カウンセラー、元読売新聞社編集局次長） ・ 坂元章（社会学博士、お茶の水女子大学基幹研究員教授） ・ 長崎俊樹（弁護士、岡村総合法律事務所） ・ 伏見勝（遊技産業健全化推進機構常勤顧問、元報知新聞社会長）（令和2年3月退任） ○令和2年8月及び令和3年8月にパチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議から出された答申を踏まえ、ぱちんこへの依存防止対策を推進した。</p>	<p>○有識者会議の開催状況 平成31年1月以降11回開催 ○議論の内容 業界による依存問題対策への評価 ○位置付け 21世紀会から独立した存在として、依存問題対策に対し、専門的かつ第三者の視点から評価・提言を行う。 ○答申 有識者会議は、遊技業界における現行の依存問題対策全般についての評価についての諮問に対し、答申。【令和2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査		
<p><評価> 遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検・確認を令和2年1月から開始し、令和3年9月末までに約3,900店舗への立入検査を実施しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、点検を計画的に進め、必要に応じて調査項目や実施結果の公表内容の充実についても検討する必要がある。</p>		
<p>遊技産業健全化推進機構は、令和元年度から、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始。</p>	<p>○遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ業界において作成した調査票に基づき、依存防止対策の取組状況の点検・確認を令和2年1月から開始。 ○遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検・確認のための調査を実施した。</p>	<p>○遊技産業健全化推進機構は、遊技機及び周辺機器の不正改造等に関する点検に加え、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始（令和2年1月）。 ○調査員がぱちんこ営業所へ赴き、調査票記載の項目に従って調査を実施。 ○調査項目については、基本計画に記載されている事業者の取組について記載。 ○令和2年1月から令和3年9月まで間に、3,861店舗への調査を実施。</p>
5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善		
<p><評価> 都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進しており、基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。引き続き、これらの取組を継続し、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の改善を促進していく必要がある。</p>		
<p>都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。</p>	<p>警察庁は、都道府県警察に対し、風営適正化法に基づく報告・立入りにより、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認するよう指示した。 遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ業界において作成した調査票に基づき、依存防止対策の取組状況の点検・確認を令和2年1月から開始し、継続実施した。</p>	<p>○報告・立入りを通じて、基本計画に規定している各種取組の実施状況を随時確認。【令和元・2・3年度】 ○遊技産業健全化推進機構による点検（調査受け入れホール 8,466店舗（令和3年9月末））</p>

Ⅱ 相談・治療・回復支援
第1 相談支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 令和3年9月末現在において、65の都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置されており、基本計画に掲げた全都道府県・政令指定都市における整備には至っていないものの、確実に相談拠点の全国的な整備が進んでいると評価できる。今後も引き続き、相談窓口の増加と、対応能力の向上等、相談支援に係る取組の充実が必要である。</p> <p>また、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度について、各種啓発の結果、閲覧数が向上している。加えて、都道府県等における連携会議の設置が進んでいる（Ⅳ－第1参照）。これらの基本計画に掲げた取組の実施により、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援の強化が進んでいるものと評価できる。引き続き、国及び都道府県等は、依存症の正しい知識と相談機関についての普及啓発が必要である。</p>		
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点を整備。 ○令和元年度から、依存症対策全国センター（久里浜医療センター）のポータルサイトの認知度を上げるための取組や都道府県等における連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を強化。</p>	<p>（相談拠点の整備） ○厚生労働省において、相談拠点を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、令和3年9月末現在において、65の都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置された。 令和3年9月末現在 65団体／67団体 うち都道府県 45団体／47団体 政令指定都市 20団体／20団体</p> <p>（ポータルサイトの認知度向上等） ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種会議、講演会、研修等において紹介し、周知に努めている。 厚生労働省において、都道府県等に対して「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請する通知を発出したほか、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。</p>	<p>（相談拠点の整備） ○厚生労働省は、令和元年度より、相談拠点の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。【令和元年度】 また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の好事例について、情報共有を図った。（令和2年2月14日、令和3年1月22日（オンライン）、令和4年1月頃（オンライン）（予定））【令和元・2・3年度】 （ポータルサイトの認知度向上等） ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、令和2年度において、各種の会議、講演会、研修会等で周知を図った。【令和元・2・3年度】 ※ポータルサイトビュー数 【令和元年度】 H31.4.1～R2.3.31 403,801ビュー 【令和2年度】 R2.4.1～R3.3.31 965,353ビュー 【令和3年度】 R3.4.1～R3.9.30 625,947ビュー 厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出し、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請した。【令和元年度】 また、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。【令和元・2・3年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。 【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】</p>		
<p><評価> 関係事業者による本人・家族申告によるアクセス制限制度等の周知や各地域の包括的な連携協力体制への参画、厚生労働省をはじめとする関係省庁による家族に対する相談・回復支援等の実施、家族に対する予防教育・普及啓発の強化、関係省庁による各地域の包括的な連携協力体制の構築に関する取組の多くが基本計画に定めた通りに実施されたことにより、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援の強化が進んだと評価できる。 一方で、家族への支援の実施は今後も重要であること、関係者会議において家族への支援の充実に係る意見があったことも踏まえ、関係省庁は引き続き、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援を進める必要がある。</p>		
<p>家族への支援を強化するため、以下の取組等を実施する。 ○関係事業者は、令和元年度から、家族申告によるアクセス制限等を家族に周知徹底。家族を相談・治療機関に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。 ○厚生労働省において、令和2年度中を目途に全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備し、令和元年度から、自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなどにより、家族に対する相談・回復支援等を強化。 ○消費者庁において、「借金の肩代わりは禁物です。」など、家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発資料の活用を令和元年度以降促進するなど、家族に対する予防教育・普及啓発を強化。</p>	<p>(関係事業者の取組) ○各関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度について、インターネットやSNS等の活用により周知の強化を図っている。 また、各地域の包括的な連携会議をはじめとする都道府県等が開催する会議に参画している。 ぱちんこ業界は本人同意のない家族申告プログラムによる入店制限の導入拡大を推進した。</p> <p>(相談・治療・回復支援の強化) ○厚生労働省は、令和2年度中を目処に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備するため、未整備の自治体へ整備を要請している。 また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種研修等において紹介し、周知に努めている。 加えて、厚生労働省は、自助グループ等の民間団体が行うミーティングなどの活動を支援する事業を引き続き実施した。 更に、厚生労働省は、都道府県等を通じて、依存症対策総合支援事業を活用し、家族を支援するための家族教室等を実施した。 関係省庁は、ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族向けの注意事項や相談窓口等を紹介する資料を作成、周知した。</p> <p>(予防教育・普及啓発の強化) ○厚生労働省は、令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援するなど、普及啓発活動を実施した。また、令和2年度啓発週間において、特設ページを開設するとともに、SNS等を活用した普及啓発活動を実施した。</p>	<p>(関係事業者の取組) ○各関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度について、インターネットやSNS等の活用により周知の強化を図っている。 また、令和元年10月以降、各地域の包括的な連携会議をはじめとする都道府県等が開催する会議に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図っている。【令和元・2・3年度】 ぱちんこ業界は、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限の導入を開始し、1,339店舗が導入した（令和3年9月末現在）。【令和元・2・3年度】 また、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定した（令和2年3月）。【令和元年度】</p> <p>(相談・治療・回復支援の強化) ○厚生労働省は、令和元年度より、相談拠点の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の好事例について、情報共有を図った。（令和2年2月14日、令和3年1月22日（オンライン）、令和4年1月頃（オンライン）（予定））【令和元・2・3年度】 また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、各種の会議、研修会等で周知を図った。【令和元・2・3年度】 加えて、厚生労働省は、地域生活支援促進事業において、依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県等を通じた支援を実施するとともに、依存症民間団体支援事業において、ギャンブル等依存症対策を含め、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援した。【令和元・2・3年度】</p>

<p>○家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるなどの取組を実施するため、令和元年度に各地域の包括的な連携協力体制を構築。</p>	<p>消費者庁は、平成31年2月に作成した御家族向けの啓発資料のサンプリングの活用を地方公共団体に対し要請するなどし、家族に対する予防教育・普及啓発に努めた。</p> <p>また、令和2年3月には、御本人向けの啓発資料とともに、御家族向け啓発資料を公表した。</p> <p>また、令和元年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂・SNS等の手段を活用し、同ページの閲覧を促進した。</p> <p>文部科学省は、毎年開催した「依存症予防教室」事業において、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を実施した。</p> <p>また、毎年事例集等を作成し、ホームページに掲載することで周知を行ってきた。令和3年度も引き続き本取組を継続している。</p> <p>(各地域の連携協力体制)</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長あて発出した。</p> <p>関係省庁は、各省庁の都道府県・政令指定都市の所管部局や所管団体等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出した。</p>	<p>○総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p> <p>(予防教育・普及啓発の強化)</p> <p>○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。</p> <p>また、依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。</p> <p>令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区</p> <p>【令和2年度】</p> <p>依存症の理解を深めるため普及啓発を実施した。</p> <p>令和3年2月7日 FM北海道 令和3年2月14日 FM石川 令和3年2月20日 FM神戸 令和3年2月20日 BS朝日 令和3年1月28日、3月10日 依存症シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント(インターネット配信)</p> <p>【令和3年度】</p> <p>依存症の理解を深めるための普及啓発を実施(予定)</p> <p>文部科学省が毎年開催した「依存症予防教室」事業において実施した啓発講座は以下の通り。</p> <p>令和元年度事業 → 3団体で実施 令和2年度事業 → 4団体で実施 令和3年度事業 → 3団体で実施予定(令和3年9月末時点)</p> <p>毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集として取りまとめてきた。また、令和3年度においても同様に取りまとめ予定。</p> <p>(各地域の連携協力体制)</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。そのうえで、連携会議について、各種会議等の機会を通じて周知している。【令和元・2・3年度】</p>
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>3 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーにおける適切な支援【厚生労働省・総務省】</p>		
<p><評価> 福祉関連従事者を対象に、ギャンブル等依存症の知識を習得するための研修用動画の作成及び掲載や都道府県等が実施する地域生活支援者研修対象者の実施要綱上の追加をしており、おおむね基本計画に定めた通り実施されていることから、福祉関連従事者へのギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等についての周知が進んだものと評価できる。引き続き、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることが必要である。</p>		
<p>厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーについて、以下の取組を推進。 ○引き続き、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を周知。 ○令和元年度中に、依存症対策全国センターのポータルサイトに研修用動画を掲載。 ○「子ども虐待対応の手引き」の改訂に当たり、ギャンブル等依存症について加筆。 ○令和元年度中に、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーを研修対象に追加。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の周知) ○厚生労働省は、全国研修や婦人相談員向けのガイドライン等で、ギャンブル等依存症を有する者についての留意点を周知し、適切な対応を行うよう依頼している。 ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、ギャンブル等依存症の知識を習得するための研修動画を作成し、掲載している。 厚生労働省は、その他、依存症の理解を深めるため普及啓発ラジオ番組の放送やシンポジウムを開催した。</p> <p>(子ども虐待対応の手引き) ○厚生労働省は、児童相談所職員については、「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月23日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、依存症などの問題を抱える保護者等に対する児童相談所等の具体的な対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員等に対して周知している。</p> <p>(研修対象者の追加) ○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー」を明記している。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の周知) ○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。 【令和元年度】 依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。 また、依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。 令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区 【令和2年度】 依存症の理解を深めるための普及啓発を実施した。 令和3年2月7日 FM北海道 令和3年2月14日 FM石川 令和3年2月20日 FM神戸 令和3年2月20日 BS朝日 令和3年1月28日、3月10日 依存症シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント(インターネット配信) 【令和3年度】 依存症の理解を深めるための普及啓発を実施(予定)。</p> <p>○厚生労働省は、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議を開催した(令和2年2月14日、令和3年1月22日(オンライン)、令和4年1月頃(オンライン)(予定))。【令和元・2・3年度】</p> <p>○依存症対策全国センターにおいて、地域で生活支援に係る研修を実施する指導者(障害福祉サービス従事者を含む。)を養成する研修(地域生活支援指導者養成研修)を実施した。【令和元・2年度】</p>

		<p>令和元年7月27日 岡山県岡山市 令和元年11月1日 北海道札幌市 令和3年2月4日 オンライン 令和3年度オンライン（予定）</p> <p>○厚生労働省は、「婦人相談所ガイドライン」において、一時保護した者等がギャンブル等依存症を有する場合の対応について盛り込んだうえで、「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（令和元年8月開催）や「婦人相談所等指導者研修」（令和3年2月開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」公表資料において、ギャンブル等依存症の知識や対応等について周知を行った。【令和元・2年度】</p> <p>○厚生労働省は、「ひとり親家庭支援の手引き」（平成30年12月26日一部改訂）にギャンブル等の依存症者との関わり方や、保健所、精神保健福祉センター等の相談機関の役割や連携等の対応方法について盛り込み、周知を図ったうえで、「全国児童福祉主管課長会議」公表資料において、あらためて周知を図った。【令和2年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。 【令和元・2・3年度】</p>
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】		
<p><評価></p> <p>地方消費者行政強化交付金を通じ、地方消費者行政の体制整備や国民生活センターの行う研修への参加に係る支援が基本計画に定めたとおりに実施されたことにより、消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援が着実に行われたと評価できる。</p> <p>また、令和2年3月に内容を充実させた消費生活相談のマニュアルを用いた研修が国民生活センターにおいて基本計画に定められたとおりに実施されたことにより、ギャンブル等依存症に関する消費生活相談体制の強化を支援することができたと評価できる。</p> <p>引き続き消費者庁において地方公共団体に対する支援を行うとともに、必要に応じて当該マニュアルの改訂を行うことが必要である。また、国民生活センターにおいて引き続き消費生活相談体制の強化を支援していく必要がある。</p>		
<p>○消費者庁は、令和3年度までに、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、体制整備や研修等について地方公共団体の支援を開始。</p> <p>○国民生活センターは、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用して、消費生活相談体制を強化。</p>	<p>○消費者庁は、ギャンブル等依存症に関する消費生活相談に対する的確な対応が確保されるよう、令和2年3月、金融庁と共に「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の改訂を行い、消費生活相談員の相談対応のイメージを付録として加える等、マニュアルの充実を図った。</p> <p>○令和2年11月には、国民生活センターにおいて、地方公共団体で消費生活相談業務に従事している職員を対象とした研修を行い、消費者庁よりギャンブル等依存症対策に関する消費生活相談に係る講義を行った。</p> <p>○また、消費者庁において、地方消費者行政の体制整備、消費者安全確保地域協議会の設置、及び国民生活センターによる上記研修への参加について、地方消費者行政強化交付金により支援した。</p>	<p>○各年度におけるPIO-NETに登録された借金の問題に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 23,373件中、609件 ・令和2年度 18,966件中、465件 ・令和3年度 8,298件中、224件(9月30日時点) <p>○国民生活センターによる地方公共団体の消費生活相談員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 全国2か所で計6回実施 ・令和2年度 全国1か所で計1回実施 ・令和3年度 全国1か所で計2回実施予定(11月、2月)

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】		
<p><評価> 「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」について、更なる内容の充実を図るため、令和2年3月に消費者庁と共に改訂を行うとともに、当該マニュアルを活用した多重債務相談員向けの研修を実施していることから、基本計画に設定した目標を達成し、多重債務相談窓口の相談体制の強化が行われたものと評価できる。 引き続き、消費者庁とも連携しつつ、当該マニュアルも活用した研修を実施し、多重債務相談体制を強化するとともに、必要に応じて当該マニュアルの改訂を行うことが必要である。</p>		
<p>金融庁は、平成31年3月に改訂した対応マニュアルの活用を促進。令和元年度以降、相談員のレベルアップのため、改訂マニュアルを活用した研修を実施。</p>	<p>金融庁は、令和2年3月に消費者庁と共に改訂した「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の活用を促進した。 また、多重債務相談対応に際しての好事例の共有等のための意見交換会やヒアリング等を実施したほか、地方自治体の相談員等向けに、対応マニュアルを活用した研修を実施するなど、相談員のレベルアップのための取組みを推進した。</p>	<p>財務局等及び地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判断したものは以下のとおり。 ・財務局等（令和元年→令和2年） 5,320件中316件 → 5,074件中397件 ・地方公共団体（令和元年→令和2年） 24,675件中787件 → 23,760件中760件 ※金融庁アンケート調査（令和3年分は令和4年3月頃に集計予定）</p> <p>対応マニュアルを活用した研修を開催。【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】		
<p><評価> ギャンブル等依存症問題を内容に含む研修会を令和元年度、令和2年度と2年連続で実施し、当該内容を収録した研修DVDを各司法書士会に配布しており、基本計画に定めた目標を達成している。 また、令和2年度には関係機関との連携構築を目的としたシンポジウムを実施し、当該内容を収録したDVDを各司法書士会に配布した。加えて、各地域における包括的な連携協力体制においても各司法書士会の参画がなされていることから、基本計画に掲げた目標は達成できている。これらの取組が実施されていることから司法書士がギャンブル等依存症についての知識等を得る機会の提供や各地における関係団体等との連携が進んだものと評価できる。引き続き、各司法書士会における地域の連携協力体制への参画について促していくことが必要である。</p>		
<p>○日本司法書士会連合会は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を開始。令和3年度までを目途に、研修用DVDを作成。 ○各司法書士会は、令和3年度までに、各地の支援団体等や精神科医等との連携を充実するため、各地域の包括的な連携協力体制に参画。</p>	<p>○日本司法書士会連合会において、令和元年12月にギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を、令和2年11月にはギャンブル等依存症問題に関する研修会を実施した。令和元年の研修を収録したDVDを令和2年2月に配布し、令和2年の研修を収録したDVDを令和3年2月に各司法書士会に配布した。 ○令和3年2月、関係機関との連携構築を目的としたシンポジウムを実施し、当該研修を収録した研修用DVDを令和3年3月から各司法書士会に配布を開始した。 司法書士会の連携協力体制への参画状況を調査するとともに、積極的な参画及び取組を依頼した。</p>	<p>○「ギャンブル等依存に起因する生活問題に関する研修会」を開催（令和元年12月14日）し、ギャンブル等依存症である者等への対応等についての司法書士の理解・認識を深める取組を実施。受講者は当研修会で得た知識、情報を所属地域において共有。研修DVDを作成し、各司法書士会に配布（令和2年2月）。【令和元年度】 Web研修会「債務整理実務研修～ギャンブル等依存症の実情を理解する」を開催（令和2年11月28日）し、ギャンブル等依存症から回復した当事者の話を聞くとともに、令和元年度実施した研修会よりさらに実践的に対応できるスキルを習得するための講義を行った。研修DVDを作成し、各司法書士会に配布（令和3年2月）。【令和2年度】 ○連携先の関係機関である精神保健福祉センター職員及び自助グループの方々をも対象としたシンポジウム「ギャンブル等依存症の回復に向けて～つながる支援～」（主催：日司連、愛知県会、愛知県）のWeb開催を実施（令和3年2月14日）。市民の方にもご視聴いただけるようYouTube配信も行った。DVDを作成し、令和3年3月から各司法書士会に配布を開始した。【令和2年度】 全国会長会において、各司法書士会においても、上記Web研修会及びシンポジウムに倣った取組を、令和3年度以降実施するよう呼びかけを行った。【令和2年度】 司法書士会の連携協力体制への参画状況を調査するとともに、積極的な参画及び取組を依頼。【令和2年度】 国立病院機構久里浜医療センターが実施するギャンブル等依存症に関する全国実態調査へ日本司法書士会連合会から委員を派遣。【令和2年度】 令和3年度のギャンブル等依存症問題啓発週間に向け、リーフレットを作成した。全国の精神保健福祉センター及び各司法書士会に配布（令和3年3月）。【令和2年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
7 日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】		
<p><評価> 日本司法支援センターにおいて、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するための職員用の対応マニュアルを活用した研修等の実施、各地域の包括的な連携協力体制への参画がなされており、基本計画に掲げた目標を達成している。これらの取組が実施されていることから、支援を必要とする方やその家族等からの問合せに対し、日本司法支援センターにおいて適切な相談窓口等の紹介をできるようにする取組が進んだものと評価できる。各地域の包括的な連携協力体制への参画については、引き続き、促進していくことが必要である。</p>		
<p>日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供のため、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、職員用の対応マニュアルを作成・配布。 ○令和元年度中を目途に、各地域の包括的な連携協力体制に参画。</p>	<p>○日本司法支援センター（法テラス）において、職員用の対応マニュアル等を作成し、令和元年5月に配布した。 ○日本司法支援センターにおいて、令和元年12月、地方事務所等に対し、都道府県等の依頼に応じて、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図るよう求める通知を発出。 各地方事務所において、令和元年度中を目途に、各地域の包括的な連携協力体制への参画等を通じた関係機関との連携に着手し、随時、ギャンブル等依存症に対応する各種支援機関・団体及びその支援内容に関する情報を収集・整理した。</p>	<p>○平成31年3月から同年4月にかけて、日本司法支援センターにおいて、ギャンブル等依存症の特性等についての説明を含む職員用の対応マニュアル及びFAQ（典型的な質問とその回答をまとめたもの）を作成。【令和元年度】 令和元年5月8日、日本司法支援センターの本部、地方事務所、支部及びコールセンターの職員に対して、上記マニュアル及びFAQを配布。【令和元年度】</p>

第2 治療支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全都道府県・政令指定都市への依存症治療拠点機関の早期整備【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 令和3年9月末時点において依存症専門医療機関については52、依存症治療拠点機関については41の全都道府県・政令指定都市において設置がされており、基本計画に掲げた全都道府県・政令指定都市における整備には至っていないものの、確実に全国的な整備が進んでいると評価できる。今後も引き続き、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の指定が増加されるように支援する必要がある。 ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援の強化への評価は前記（Ⅱ－第1－1）した通りであり、引き続き、全都道府県等に対して取組の支援をすることが必要である。</p>		
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和2年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備。 ○令和元年度以降、依存症専門医療機関の選定要件である研修を増加させるとともに、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組や全都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を推進。 ○引き続き、全都道府県等で、医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。</p>	<p>（依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備） ○厚生労働省において、専門医療機関等を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、①依存症専門医療機関及び②依存症治療拠点機関が、令和3年9月末現在において、①52ヶ所、②41ヶ所の全都道府県・政令指定都市で設置された。 ①依存症専門医療機関の整備状況 令和3年9月末現在 52団体／67団体 うち全都道府県 37団体／47団体 政令指定都市 15団体／20団体 ②依存症治療拠点機関の整備状況 令和3年9月末現在 41団体／67団体 うち全都道府県 30団体／47団体 政令指定都市 11団体／20団体 （研修の実施等） ○厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター等においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。 また、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種研修等において紹介し、周知に努めている。 加えて、全都道府県等に対して「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請する通知を発出したほか、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。 （受診後患者支援モデル事業） ○全都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用した、医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業を引き続き実施した。</p>	<p>（依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備） ○厚生労働省は、令和元年度より、専門医療機関等の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。【令和元年度】 令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備するため、未整備の自治体へ整備を要請した。【令和元・2年度】 （研修の実施等） ○依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の研修会を以下の日程で実施した。 【令和元年度】 第1回令和元年8月22～23日 第2回令和元年12月12～13日 【令和2年度】 第1回令和2年9月17～18日（オンライン実施） 第2回令和2年12月3～4日（オンライン実施） 【令和3年度】 第1回令和3年9月16～17日（オンライン実施） 第2回令和4年1月6～7日（オンライン実施）（予定） また、依存症対策全国センターにおいて、地域で生活支援に係る研修を実施する指導者を養成する研修（地域生活支援指導者養成研修）を実施した。 令和元年7月27日 岡山県岡山市 令和元年11月1日 北海道札幌市 令和3年2月4日（オンライン実施） 令和3年度オンライン（予定）</p>

		<p>また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、各種の会議、講演会、研修会等で周知を図った。【令和元・2・3年度】</p> <p>※ポータルサイトビュー数</p> <p>【令和元年度】 H31.4.1～R2.3.31 403,801ビュー</p> <p>【令和2年度】 R2.4.1～R3.3.31 965,353ビュー</p> <p>【令和3年度】 R3.4.1～R3.9.30 625,947ビュー</p> <p>(連携協力体制の構築を通じた早期発見・早期介入・早期支援の強化)</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。【令和元年度】</p> <p>また、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。【令和元・2年度】</p> <p>(受診後患者支援モデル事業)</p> <p>○令和元年度及び令和2年度は8自治体、令和3年度は10自治体で実施しており、実施結果は全国会議(令和2年2月14日、令和3年1月22日、令和4年1月頃(予定))の場で、実施自治体から報告を行った。【令和元・2・3年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p>
--	--	---

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討【厚生労働省】		
<p><評価> ギャンブル等依存症の専門的な医療の確立に向けた研究についての評価は後記（V-1）参照。 ギャンブル等依存症に対する治療法に係る診療報酬上の評価について検討し、その結果、ギャンブル等依存症に係る専門的な治療「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」が保険適用となっていることから基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。</p>		
<p>厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症の専門的な医療の確立に向けた研究を推進。ギャンブル等依存症に係る適切な診療報酬の在り方を速やかに検討。</p>	<p>AMEDの研究により、ギャンブル依存症に対する認知行動療法を主体とした全6回の標準的治療プログラムを開発した。 令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。 適切な診療報酬の在り方に係る検討については、令和2年度診療報酬改定において、ギャンブル等依存症に係る専門的な治療について、保険適用された。</p>	<p>平成28-30年度AMED「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究（研究代表者：松下幸生）」で、ギャンブル依存症に対する認知行動療法を主体とした全6回の標準的治療プログラムを開発。全国35の治療施設で比較試験を実施した。 令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。【令和元・2・3年度】 診療報酬の在り方に係る検討については、令和元年11月20日及び12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、平成28～30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業において「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」の研究班が作成した「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」の有効性が確認されたことを踏まえて、ギャンブル等依存症に対する治療法に係る評価のあり方についてどのように考えるかという論点を提示し、診療報酬上の評価について議論した。当該議論を踏まえ、保険適用することについて中央社会保険医療協議会として令和2年2月7日に答申を行い、3月5日に厚生労働大臣告示の改正を行った。【令和元年度】</p>

第3 民間団体支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 補助制度の活用の周知に係る取組が実施されており、引き続き、都道府県等への交付を通じた地域の民間団体への支援及び全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体への交付を通じた支援を実施していく必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、民間団体支援の一層の活用等を図るため、以下の取組を推進。 ○引き続き、精神保健福祉センター等を通じて、民間団体に支援制度を周知するとともに、地方公共団体・関係団体のニーズの把握や民間団体支援事例の共有等により、支援制度の活用を促進。 ○令和2年度以降も、事業の実施状況を踏まえ、支援制度の改善策を検討。</p>	<p>○厚生労働省は、都道府県等を通じて、地域生活支援促進事業により、自助グループ等の民間団体の活動場所の提供、ミーティング活動に関する相談の対応等の取組を支援している。 また、全国的な民間団体については、依存症民間団体支援事業を通じて、取組を支援している。 補助金の活用については、障害保健福祉関係主管課長会議において支援制度に係る資料を会議資料として登録すること等を通じて周知を実施している。 国の働きかけにより、地方公共団体がニーズを把握し、補助制度の活用を開始した結果、民間団体への補助事例が年々増加し、支援制度の活用が促進された。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度及び令和2年度の地域生活支援促進事業において、依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県等を通じた支援を実施した。【令和元・2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：11件 令和元年度：15件 令和2年度：17件 令和3年度：交付申請中 <p>厚生労働省は、令和元年度及び令和2年度の依存症民間団体支援事業において、ギャンブル等依存症対策を含め、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。【令和元・2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：5件 令和元年度：5件 令和2年度：5件 令和3年度：交付申請中 <p>厚生労働省は、民間団体への支援制度の周知として以下の会議に資料を登録するとともに、都道府県等へ必要に応じて個別に制度の説明を実施している。【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月9日 障害保健福祉関係主管課長会議 令和3年3月12日 障害保健福祉関係主管課長会議 <p>総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の民間団体支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）		
<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競馬における取組 6ページ参照 ○ 競輪・オートレースにおける取組 16ページ参照 ○ モーターボート競走における取組 27ページ参照 ○ ぱちんこにおける取組 39ページ参照 		

第4 社会復帰支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上を図っており、また、ハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知も行われている。これらの取組が基本計画に定めた通りに実施されており、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制を整備する取組等が進んだと評価できる。 引き続き、ハローワークの担当職員等に対するギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上、ハローワークにおけるギャンブル等依存症の周知に向けた取組等を実施することで、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて、早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制を整備していくことが重要である。</p>		
<p>厚生労働省は、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症対応能力の向上のため、以下の取組を推進。 ○令和元年度以降、依存症対策全国センターにおいて、ギャンブル等依存症の研修を行う講師となる指導者を養成し、公共職業安定所（ハローワーク）職員に研修等を実施。 ○引き続き、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を強化。</p>	<p>（指導者の養成） ○厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を通じて、地域の支援者に対する研修の講師となる指導者を養成するため、依存症対策全国センターによる指導者養成研修会を実施している。 また、厚生労働省は、令和元年度に精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上の取組を実施した。令和2年度においても同様の取組の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により経験交流会の開催を見合わせた。このため、ハローワークの障害者雇用担当者等へギャンブル等依存症の知識及び対応方法に係る資料を提供した。令和3年度については、11月実施予定（オンライン）。</p> <p>（ハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知） ○厚生労働省は、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を実施するため、全国のハローワークに依存症のリーフレットを配布している。</p>	<p>（指導者の養成） ○依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の指導者養成研修会を以下の日程で実施した。【令和元・2・3年度】 【令和元年度】 令和元年8月22～23日（横浜） 令和元年12月12～13日（横浜） 【令和2年度】 令和2年9月17～18日（オンライン） 令和2年12月3～4日（オンライン） 【令和3年度】 第1回令和3年9月16～17日（オンライン実施） 第2回令和4年1月6～7日（オンライン実施）（予定）</p> <p>※精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会の実施状況 【令和元年度】 日にち・場所 ・令和元年10月17日：熊本 ・令和元年10月25日：大阪 ・令和元年11月8日：福島、山梨 ・令和元年11月29日：茨城 講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課 依存症対策推進室 内容：厚生労働省における依存症対策 ギャンブル等依存症について 相談対応の際の留意点 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を見合わせ。 このため、経験交流会で使用する予定だったギャンブル等依存症の講義資料を、全ての精神障害者雇用トータルサポーターへ提供した。</p>

		<p>【令和3年度】 11月実施（オンライン）（予定）</p> <p>また、厚生労働省は、都道府県等を通じて、依存症対策総合支援事業により、ギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある者に対してギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修を実施しており、その研修対象者に公共職業安定所（ハローワーク）職員を含めている。【令和元・2・3年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p>
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】		
<p>＜評価＞</p> <p>生活困窮者の支援を行う者を対象とした研修にギャンブル等依存症に関する内容を導入するとともに、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を促進しており、基本計画に定めた取組を実施している。引き続き、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの関係機関との適切な連携を進める必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度以降、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成するため、研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容を導入。</p> <p>○令和元年度以降、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を促進。</p>	<p>（支援員への研修）</p> <p>○ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員の養成に向け、令和元年度及び令和2年度、相談支援員の養成を目的とする研修において、「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」の講義を実施した。令和3年度においてもオンラインによる講義を実施。</p> <p>（各地域の包括的な連携協力体制）</p> <p>○各都道府県・指定都市の生活困窮者自立支援制度の担当者に対し、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を周知した。</p>	<p>（支援員への研修）</p> <p>○自立支援相談支援事業従事者養成研修の実施状況</p> <p>【令和元年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月17日（神奈川） ・令和元年11月27日（大阪） <p>講師：</p> <p>厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策専門官</p> <p>内容：</p> <p>「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」</p> <p>【令和2年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月からオンラインにて映像教材を配信し、655人が視聴 <p>講師：</p> <p>厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策専門官</p> <p>内容：</p> <p>「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」</p> <p>【令和3年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインにて映像教材を配信。 ・配信期間：令和3年9月27日～12月3日 <p>講師：</p> <p>厚生労働省障害保健福祉部 アルコール健康障害対策推進室 依存症対策推進室 依存症対策専門官</p> <p>内容：</p> <p>「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】		
<p><評価> 通知の発出や好事例の共有を基本計画に定めた通り実施していることから設定した目標を達成し、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けるための関係機関との情報連携体制の整備、各刑事施設間でギャンブル等依存症問題を有する受刑者の指導・支援の好事例の共有が進んだと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施する必要がある。</p>		
<p>法務省は、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けられるよう、刑事施設における指導等の記録を関係機関に提供するなどの情報連携体制を整備するよう、刑事施設に対して通知を発出。 ○令和2年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設における好事例を各刑事施設間で共有。</p>	<p>○ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する指導等の記録を関係機関（更生保護官署）に提供する旨の通知を発出した（令和2年3月）。 ○ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設の好事例を各刑事施設間で共有した（令和2年3月）。 ※令和元年度版再犯防止推進白書において、依存症対策を特集し、矯正施設や保護観察所におけるギャンブル等依存症対策の取組事例を紹介した。</p>	<p>○通知の発出【令和元年度】 「更生保護官署に対するギャンブル等依存に係る指導の実施結果等の情報の提供について」（令和2年3月24日付け法務省矯成第693号） 「「更生保護官署に対するギャンブル等依存に係る指導の実施結果等の情報の提供について」の運用上留意すべき事項について」（令和2年3月24日付け法務省矯正局成人矯正課企画官名事務連絡） ○好事例の共有【令和元年度】 「ギャンブル等依存に係る指導の執務参考資料の送付について」（令和2年3月26日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官名事務連絡）</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】		
<p><評価> 就労支援を受ける刑務所出所者の割合を令和元年度中に20%まで向上させることを目標と定めているところ、就労支援を受けることを希望しない者も一定数おり、就労支援対象者の拡充に至らず、基本計画に設定した目標を達成できていないことから、引き続き、就労支援担当職員に対する研修の充実や関係機関との連携を図るとともに、受刑者に対する就労意欲の喚起に向けた働き掛けを行い、就労支援を受ける刑務所出所者の割合を高めていく必要がある。</p>		
<p>法務省は、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、令和元年度中に20%まで、令和3年度までに22%まで向上させることを目指して、就労支援担当職員に対する研修等や更生保護官署などの関係機関との連携強化を推進。</p>	<p>平成30年及び令和元年において刑事施設を出所したギャンブル等依存症である者等を含む受刑者に対して以下の人数に就労支援を実施した。 【平成30年度】出所者21,060人のうち、4,097人（19.5%） 【令和元年度】出所者19,993人のうち、3,961人（19.8%） 【令和2年度】出所者18,931人のうち、3,527人（18.6%）</p> <p>また、令和元年度から新たに全国の刑事施設の就労支援担当者等に対する集合研修を実施したほか、各矯正管区において、更生保護官署等との就労支援に係る協議会を開催した。これらの取組は令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>さらに、令和3年度から、キャリアコンサルタント等の専門資格を有する就労支援専門官を対象とした研修もを行い、就労支援の充実強化の推進を図った。</p>	<p>就労支援担当者研修について 令和元年度から全国の刑事施設に勤務する就労支援担当者83名に対して研修を行った。 【令和元年度】令和元年7月29日～8月1日（矯正研修所） 【令和2年度】令和2年11月18日（通信制） 【令和3年度】令和3年9月30日（通信制）</p> <p>また、令和3年度は、全国の刑事施設及び少年院に勤務する就労支援専門官16名に対して研修を行った 【令和3年度】令和3年7月19日（通信制）</p> <p>就労支援ブロック協議会について 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加するブロック協議会を各1回開催（ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮し、一部のブロックでは開催を中止した。）【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】		
<p>＜評価＞ 保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数は、令和元年以降毎年、平成29年実績（6,360人）を下回っていることから、基本計画に設定した目標を達成していると評価できる。関係機関との連携を強化し、引き続きギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対する就労支援を強化していく必要がある。</p>		
<p>法務省は、令和元年以降毎年、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を平成29年実績（6,360人）よりも減少させることを目指して、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。</p>	<p>ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等のうち、特に無職者に対し重点的に就労支援を実施している。また、保護観察を終了した保護観察対象者のうち無職であった者の直近3年分の人数は以下のとおり。</p> <p>平成30年 5,779人（前年比581人減） → 令和元年 5,444人（前年比335人減） → 令和2年 6,075人（前年比631人増）</p>	<p>刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催 全国の保護観察所において、それぞれハローワーク及び矯正施設等との協議会を開催（ただし、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で中止している所もある）。【令和元・2年度】</p> <p>就労支援ブロック協議会の開催 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加するブロック協議会を各1回開催（ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮し、一部のブロックでは開催を中止した。）【令和元・2年度】</p>

Ⅲ 予防教育・普及啓発

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 依存症の理解を深めるための啓発事業や依存症対策全国センターのポータルサイトにより、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口の周知等の普及啓発を実施した。また、都道府県等が、依存症対策総合支援事業等を活用し、リーフレット等により地域の相談窓口の周知を実施した。これらのことから基本計画に定めた通り取組が実施されたものと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発するとともに、都道府県等が、リーフレット等により地域の相談窓口を周知することや様々な普及啓発に取り組むことを後押しするために、依存症対策総合支援事業等の活用を引き続き促す必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、引き続き、以下の取組を推進。 ○シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発。 ○依存症対策全国センターは、ポータルサイトで積極的に情報発信。令和元年度から、啓発週間に合わせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施。 ○都道府県等において、リーフレット等により地域の相談窓口を普及啓発。</p>	<p>(普及啓発) ○厚生労働省は、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント、インターネットや放送番組による情報発信等を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を実施した。 特に若い世代に対しては、関心を持ってもらえるよう、SNS等を活用した周知啓発や、普及啓発イベントや番組等の出演者に著名人を起用するなどの工夫を行った。 また、依存症の理解を深めるため、普及啓発リーフレット等を作成し、都道府県等へ配布するとともに、厚生労働省HPや依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて掲載した。</p> <p>(依存症対策全国センター) ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、ギャンブル等依存症の情報発信を強化した（「ギャンブル依存症ってどんな病気？」の動画掲載、YouTubeへの配信など）。 また、厚生労働省は、啓発週間に合わせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために依存症対策全国センターへ必要な支援（令和元年度）をするとともに、特設ページの開設やSNS等を活用した普及啓発活動（令和2・3年度）を実施した。</p> <p>(地域の相談窓口を普及啓発) ○厚生労働省は、都道府県等が、依存症対策総合支援事業等を活用し、リーフレット等により地域の相談窓口の周知を実施できるよう、取組を進めている。</p>	<p>(普及啓発) ○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。 【令和元年度】 依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。 依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。 令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区 【令和2年度】 依存症の理解を深めるための普及啓発を実施した。 令和3年2月7日 FM北海道 特集番組放送 令和3年2月14日 FM石川 特集番組放送 令和3年2月20日 FM神戸 特集番組放送 令和3年2月20日 BS朝日 特集番組放送 令和3年1月28日、3月10日 依存症啓発シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント（インターネット配信） 【令和3年度】 依存症の理解を深めるための普及啓発を実施（予定） また、依存症に関する特設のホームページを設置し、啓発に資する動画や漫画を掲載した。特に若い世代に対しては、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めてもらえるよう、ツイッター「依存症なび」での周知啓発を行ったほか、依存症啓発サポーターに古坂大魔王氏（令和元年度）、今田耕司氏（令和2年度）を起用し、関心を持ってもらえるような工夫を行った。また、依存症者回復支援に関する啓発のためのアウェアネスシンボルを作成し、各種啓発活動に活用している。【令和元・2・3年度】</p>

		<p>加えて、依存症の理解を深めるため、普及啓発リーフレット等を作成し、都道府県等へ配布するとともに、厚生労働省HPや依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて掲載し、普及啓発を実施した。【令和元・2・3年度】</p> <p>（依存症対策全国センター） ○依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、地域の相談窓口や専門医療機関を掲載し、随時更新を行った。【令和元・2・3年度】</p> <p>（地域の相談窓口を普及啓発） ○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業により、都道府県の地域の相談窓口での普及啓発を支援している。【令和元・2・3年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p>
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】		
<p><評価> ギャンブル等依存症に関する消費者向けの注意喚起・普及啓発資料の機会を捉えた配布、及びギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す情報発信が基本計画に定めたとおりに実施されたことにより、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供が着実に行われたと評価できる。消費者庁が実施したギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査の結果を活用して、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組をより効果的に進めていく必要がある。</p>		
<p>消費者庁は、ギャンブル等依存症に関する情報提供のため、以下の取組を推進。 ○平成31年3月に改訂した注意喚起・普及啓発資料の活用を推進。 ○令和元年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂。 ○随時、SNS等の手段を活用し、ギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す取組を実施。</p>	<p>○注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」（平成30年3月作成、平成31年3月改訂）を、ギャンブル等依存症問題啓発週間に開催されたシンポジウム等で配布するとともに、年間を通じて、機会を捉えて様々な啓発の場で配布した（令和元年度）。 また、同普及啓発資料の更新を行い、「ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ」として消費者庁ウェブサイトへの掲載により周知を行った。 ○令和元年度には、消費者庁ウェブサイトに設けたギャンブル等依存症問題特設ページ等に掲載する内容を適時に更新し、ギャンブル等依存症対策に関する情報提供が的確に行われるよう、同ページの改訂を行った。 ○更に、消費者庁公式ツイッター等により、上記特設ページの閲覧を促進した。</p>	<p>①ギャンブル等依存症問題啓発週間における周知【令和元年度】 ・消費者月間シンポジウム（令和元年5月）において配布。 ・久里浜医療センターの主催するシンポジウム（令和元年5月）において配布。 ・長野県で開催された「消費者月間記念 ギャンブル等依存症啓発講演会」（令和元年5月）において配布。 ②ギャンブル等依存症問題啓発週間以外での周知【令和元年度】 ・国立精神・神経医療研究センター市民公開講座（令和元年7月）において配布。 ・消費者行政新未来創造オフィス開設2周年記念フォーラム（令和元年7月）において配布。 ・アルコール関連問題啓発フォーラム2019 in Tokyo（令和元年11月）において配布。 ③消費者行政かわら版第2号による消費者庁ウェブサイト内の特設ページの紹介等【令和元年度】 ・令和元年6月に、消費者行政かわら版第2号を作成し、消費者庁ウェブサイト内の特設ページを紹介。都道府県・指定都市の消費者行政部局及び消費者団体に情報提供したほか、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び成年後見センター・リーガルサポートに対し、会員向けの周知を依頼。 ・令和元年6月以降の日本弁護士連合会のイベント、エシカル・ラボ in 石川（令和元年8月）において配布。 ④消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新【令和元年度】 ⑤消費者庁公式ツイッターによる特設ページの周知（令和元年11月、令和2年2月・3月・5月、令和3年5月）【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 地域における普及啓発の支援【消費者庁】		
<p><評価> 都道府県等消費者行政担当課長会議を通じた啓発用資料のサンプルの活用の要請や、ギャンブル等依存症問題特設ページへの地方公共団体の取組事例の掲載が基本計画に定めたとおりに実施されたことにより、地域における普及啓発の支援が着実に進められたと評価できる。引き続き、啓発用資料の提供や地方公共団体による普及啓発の取組事例の紹介により、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を進めていく必要がある。</p>		
<p>消費者庁は、地域における普及啓発のため、以下の取組を推進。 ○平成31年2月に策定した啓発用資料のサンプルを活用し、啓発週間などあらゆる機会を捉えて広範に啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。 ○令和2年度以降、地方公共団体の優良な取組事例を周知。</p>	<p>○平成31年2月に地方公共団体に対して示した啓発用資料のサンプルの活用等による適切な普及啓発の実施に関し、令和元年度（平成31年4月）及び令和2年度（令和2年5月）、令和3年度（令和3年4月）の都道府県等消費者行政担当課長会議において要請した。 ※令和2年度においては実開催は中止となったため、消費者庁ウェブサイトへの資料掲載による代替開催 ○令和元年8月、地方公共団体の取組事例を消費者庁ウェブサイト内の特設ページで紹介した。</p>	<p>○啓発用資料のサンプルの活用促進【令和元・2・3年度】 ・都道府県等消費者行政担当課長会議（平成31年4月、令和2年5月、令和3年4月）において要請。 ○優良事例の周知等【令和元年度】 ・令和元年5月までの地方公共団体での取組状況を把握し、令和元年8月、普及啓発の先行的事例を紹介する資料を公表。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】		
<p><評価> 消費者庁においては青少年向けに作成した啓発資料の各種シンポジウム等での周知が基本計画に定めたとおりに実施されている。また、文部科学省においては、啓発用資料について、国公立大学や専門学校等に向けて普及啓発を強化する取組を基本計画に定めた通り実施されている。これらの取組が実施されたことにより、青少年等に対する普及啓発が着実に進められたと評価できる。引き続き、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組を進めていく必要がある。</p>		
<p>○消費者庁は、以下の取組を推進。 ・平成30年11月に策定した青少年向けの啓発用資料を活用し、啓発週間における啓発活動を展開。また、SNS等を活用し青少年向けの啓発資料を周知。 ・令和元年度以降、消費者月間の関連行事等でも、青少年向けの啓発資料を配布。 ○文部科学省は、令和元年度以降、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなどして、専門学校や大学等における普及啓発を強化。</p>	<p>○消費者庁は、平成30年11月に公表した青少年向けの啓発用資料「『のめり込み』にはくれぐれも御注意を」について、ギャンブル等依存症問題啓発週間を中心に各種シンポジウム等で配布し、広く周知を行った。 ○文部科学省は、消費者庁と連携し、毎年のギャンブル等依存症問題に関する啓発週間において国公立大学や専門学校等に対して消費者庁作成のギャンブル等依存症に関する啓発用資料を周知することにより、大学等に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及啓発を進めてきた。</p>	<p>○「『のめり込み』にはくれぐれも御注意を」の周知 ①-1ギャンブル等依存症問題啓発週間における周知の実施例【消費者庁】 ・消費者月間シンポジウム（令和元年5月）において配布。【令和元年度】 ・経済団体などを通じた周知。【令和元年度】 ・大規模な病院（大学附属病院など）において配布。【令和元・2年度】 ①-2ギャンブル等依存症問題啓発週間における周知の実施例【文科省】 国公立大学や専門学校等に対して、啓発用資料について事務連絡で周知し、活用を促した。 ・「ギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料について（周知）」（令和元年5月15日） ・「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について（周知）」（令和2年5月13日） ・「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料及び社会教育施設等の活用について（依頼）」（令和3年4月19日） ②ギャンブル等依存症問題啓発週間以外での周知の実施例【消費者庁】【令和元年度】 ・消費者委員会10周年記念シンポジウム（令和元年6月）において配布。 ・再犯防止シンポジウム2019（令和元年7月）において配布。 ・令和元年度のブロック別再犯防止シンポジウム（令和元年12月まで）において配布。 ・エシカル・ラボ in ひょうご（令和元年9月）において配布。 ・エシカル・ラボ in しずおか（令和元年12月）において配布。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 学校教育における指導の充実【文部科学省】		
<p><評価> 新高等学校学習指導要領、教師用指導参考資料の協議会等での周知、高校生向け啓発資料の作成及び周知が基本計画に定めた通りに実施されており、これにより、学校において指導する上で、参考となる資料の整備が進んだと評価できる。学校教育においてもギャンブル等依存症に関する正しい知識の理解促進が図られるよう、新高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施に向け、教師用指導参考資料、高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すための継続的な働きかけが重要であり、引き続き協議会等で周知を図る必要がある。また、令和4年度以降は、適切に指導をするために参考資料等の積極的な活用についても促す必要がある。</p>		
<p>文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした新高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施に向けて、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした新高等学校学習指導要領解説に基づき、以下の取組を推進。 ○令和元年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、新高等学校学習指導要領を周知。 ○令和元年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。 ○令和元年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。</p>	<p>○全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領について協議会等で周知した。 ○平成30年度に作成した『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（「教師用指導参考資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。また、全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会等で周知した。 令和2年度には、令和元年度に作成した下記高校生向け啓発資料と共に全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会等で周知した。 ○令和元年度には依存症に関する啓発資料作成委員会を立ち上げ、『「行動嗜癖」を知っていますか？ギャンブル等にのめり込まないために』（「高校生向け啓発資料」という）を作成した（令和2年3月）。そして、当該資料を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。 令和3年度には、上記「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」について、全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会で再度周知した。</p>	<p>○全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領について協議会等で周知済み（令和元年 7月10日、8月28～29日、11月25日、令和2年 1月22日）。【令和元年度】 ○「ギャンブル等依存症指導参考資料の送付について」（平成31年4月5日付け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発出し、教育委員会等を通じて学校へ周知済み。 全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料について協議会等で周知済み（令和元年5月30日、令和2年1月30日）。【令和元年度】 全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料について学校保健全国連絡協議会で周知済み（令和3年2月4日）。【令和2年度】 全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料について健康教育行政担当者学連絡協議会で周知済み（令和3年8月27日）。【令和3年度】 ○「行動嗜癖」の理解のための啓発資料の送付について（令和2年5月14日付け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発出し、教育委員会等を通じて学校へ周知済み。【令和2年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】		
<p><評価> 毎年、ギャンブル等依存症を含めた依存症予防を目的とした教室等を全国各地で開催してきたほか、毎年作成している事例集のホームページへの掲載・周知をしており、また、令和3年度は公民館等における啓発講座の実施等、社会教育施設等の活用についても周知していることから、基本計画に設定した目標を達成し、保護者等への啓発の取組が進んだものと評価できる。青少年及びその保護者に向けた取組を引き続き進める必要がある。</p>		
<p>文部科学省は、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。 ○令和3年度までに、事例集等を作成・周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。</p>	<p>○毎年開催した「依存症予防教室」事業において、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を実施した。 ○毎年事例集等を作成し、ホームページに掲載することで周知を行ってきた。令和3年度も引き続き本取組を継続している。 令和3年度には、公民館等における啓発講座の実施等、社会教育施設等の活用についても周知した。</p>	<p>○令和元年度、2年度、3年度の「依存症予防教室」事業において実施した啓発講座を以下の通り。 令和元年度事業 → 3団体で実施 令和2年度事業 → 4団体で実施 令和3年度事業 → 3団体で実施予定（令和3年9月末時点） ○毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集として取りまとめてきた。また、令和3年度においても同様に取りまとめ予定。 令和3年度には、事務連絡で社会教育施設等の活用について周知した。 「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料及び社会教育施設等の活用について（依頼）」（令和3年4月19日）</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】		
<p><評価> 金融経済教育関係のガイドブックについて、令和3年2月にギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込む等の改訂を行うとともに、人生とお金の関係について関心を持ってもらうためのエントリー教材である「コアコンテンツ」を大学生向けの講義において活用しギャンブル等による借金や多重債務等のトラブルについて周知しており、これらの取組の実施により、金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発が進んでいると評価できる。引き続き、改訂した金融経済教育のガイドブック及びコアコンテンツ等を利用した金融経済教育を通じ、金融リテラシーの向上に努める必要がある。</p>		
<p>金融庁は、令和元年度内を目途に、ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から、金融経済教育関係のガイドブックの改訂等を実施。</p>	<p>金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックについて、ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込む等の改訂を行い、令和3年2月に公表した。 加えて、金融リテラシーの全体像に触れつつ、その基本となる概念を紹介し、人生とお金の関係について関心を持ってもらうためのエントリー教材として平成31年3月に策定・公表した「コアコンテンツ」（作成主体：金融経済教育推進会議）を大学生向けの講義において活用した。</p>	<p>○大学生向けの講義等において「コアコンテンツ」を活用し、ギャンブル等による借金や多重債務等のトラブルについて周知。【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
8 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】		
<p><評価> 産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行うとともに、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加しており、基本計画に定めた通りに取組が実施され、職場における普及啓発の取組が進んだと評価できる。引き続き、産業保健総合支援センターや健康保険組合等の関係機関と連携して、ギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を図ることが重要である。その上で、地域の実情等を踏まえた連携会議を開催するとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施等を通じて、連携の促進をより一層図っていく必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。 ○令和元年度中に、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。 ○令和2年度以降、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知) ○厚生労働省は、令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行っている。</p> <p>(研修対象者の追加) ○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「産業保健総合支援センター、健康保険関係団体の関係機関の職員等」を明記した。</p> <p>(各地域の連携協力体制) ○厚生労働省は、各都道府県等に対して、医療機関、精神保健福祉センター、産業保健総合支援センター等が参画する、各地域の包括的な連携協力体制を推進するための通知を発出した。 また、厚生労働省は健康保険組合等に対してリーフレット等を周知し、ギャンブル依存症の相談が寄せられた場合には相談窓口等の紹介や職場への啓発を行っている。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知) ○厚生労働省は、令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行った。【令和元・2・3年度】 労働局や産業保健総合支援センターにおいて、事業場における産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症についての相談が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して相談窓口を紹介する等、適切な対応を行うこととしている。【令和元・2・3年度】 ○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「産業保健総合支援センター、健康保険関係団体の関係機関の職員等」を明記した。【令和元・2年度】</p> <p>(各地域の連携協力体制) ○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。【令和元年度】 総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2・3年度】</p>

IV 依存症対策の基盤整備

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

＜評価＞
 厚生労働省における都道府県・政令指定都市等に対する連携会議の開催依頼やその他関係省庁による関係機関に対する各地域の包括的な連携協力体制への参画検討通知の発出、各省庁における関係機関に対するその他の働きかけが行われており、基本計画に掲げた目標を達成している。加えて、令和3年9月末時点で35の連携会議が都道府県及び政令指定都市で設置されていることから、各地域における包括的な連携協力体制の構築が進んでいると評価できる。
 一方で、連携会議の未設置の都道府県及び政令指定都市があること、関係者会議において関係機関間の連携の充実に係る意見があったことも踏まえ、各地域の包括的な連携協力体制への更なる参画等によるより一層の連携が必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するため、以下の取組を実施。 ○厚生労働省は、令和元年度中に、都道府県・政令指定都市に対して通知を発出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼し、毎年度、その状況を検証。 ○関係省庁は、令和元年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。</p> <p>※主な関係機関 依存症専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等</p>	<p>○厚生労働省において、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市等に対し、精神保健福祉センター等において、地域の実情等を踏まえて、関係機関を構成員に含めた連携会議を開始するよう依頼した。</p> <p>○関係省庁は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和元年度に通知を発出した。 警察庁は、都道府県警察に対し、虐待、自殺未遂、犯罪などの問題を起こした者について、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、地域の実情等を踏まえ、必要に応じ、地域の関係機関と連携し、当該問題を起こした者又はその家族を、相談機関、専門医療機関等へつなぐための取組を推進するよう、通知を発出した。 ぱちんこ業界は、実施規程において、各地域の連携協力体制への参画や具体的な協力事項（普及啓発に関する取組、各地域の取組状況の情報共有等）を規定し、具体的な連携方法として、医療相談機関等の客への紹介等を明記した。 法務省は、現行の処遇マニュアルを引き継ぐ形で、受刑中から保護観察終了後を見据えて関係機関との積極的な連携を図るなどの取組を推進する内容を盛り込んだ「類型別処遇ガイドライン」を令和2年度に策定し、保護観察所に周知した。</p>	<p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。【令和元年度】 そのうえで、連携会議について、各種会議等の機会を通じて周知している。【令和元・2・3年度】 ※都道府県等における連携会議の設置状況 （令和2年3月末現在 → 令和3年9月末現在） 合計 10/67団体 → 35/67団体 うち都道府県 8/47団体 → 28/47団体 うち政令指定都市 2/20団体 → 7/20団体</p> <p>○関係省庁は、関係機関に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出した。【令和元年度】</p> <p>○総務省の取組は以下のとおり。 ・令和元年9月、各府省行政苦情相談連絡協議会（21機関出席）において、ギャンブル等依存症対策に係る状況の共有、関係機関における情報提供例の紹介を行ったほか、今後も同協議会において、各府省の取組紹介及び相談対応に係る参考情報の提供、共有を図っていくことを確認した。【令和元年度】 ・本省と全国50か所の行政相談センターとのWeb会議において、ギャンブル等依存症対策に係る状況を共有するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）について周知した。【令和2年度】 ・来訪者への周知、利用等に供するため、厚生労働省作成のリーフレットを全行政相談センターの窓口配置した。【令和元・2年度】</p>

		<ul style="list-style-type: none">・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を契機として、本省と全国50か所の行政相談センターにおいて、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局作成の啓発ポスターの掲示や関係省庁等が作成するリーフレット等の配置を行った。【令和3年度】・令和3年9月、各府省行政苦情相談連絡協議会（23機関出席）において、ギャンブル等依存症対策に係る状況の共有、関係機関における情報提供例の紹介を行った。・今後も同協議会において相談対応等参考情報を提供、共有することを確認した。【令和3年度】
--	--	--

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

＜評価＞
 都道府県を対象とした説明会の実施をはじめとする都道府県計画の策定支援を行い、また、令和2年度までの都道府県の策定状況についてギャンブル等依存症対策推進本部に報告を行ったことから、基本計画において設定した目標を達成している。加えて、令和3年9月末時点で21の道府県において都道府県計画が策定されていることから、地域におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な取組が進んだと評価できる。
 一方で、策定期未定の県もあることから、各都道府県の地域の実情を把握しながら、全ての都道府県において速やかに計画が策定されるよう、引き続き支援していくことが必要である。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
<p>内閣官房は、令和元年度以降、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援。令和2年度以降、毎年度、都道府県計画の策定状況を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策推進本部に報告。</p>	<p>内閣官房において、都道府県担当者を対象とした説明会の開催や関係者が参集する会議への出席等を行い、また、内閣官房職員の講師派遣や先進的取組の事例集を含む各種参考資料の作成及び配布を行うことにより、都道府県計画の策定を支援した。 令和3年9月末時点で21の道府県において都道府県計画が策定された。 また、令和3年4月末時点での都道府県計画の策定状況を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策推進本部へ報告した。</p> <p>※都道府県計画の策定（予定）状況 令和3年9月末時点 策定済み 21道府県／47都道府県 令和3年度策定予定 10都県 /47都道府県 策定期未定 16県 /47都道府県</p> <p>(策定済み道府県) 北海道、岩手県、秋田県、神奈川県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県</p>	<p>都道府県計画の策定促進や都道府県におけるギャンブル等依存症対策の状況把握に係る具体的取組</p> <p>【令和元年度】 ・都道府県担当者を対象とした説明会及び情報共有会議の開催 ・都道府県への個別往訪による意見交換</p> <p>【令和2年度】 ・関係機関による先進的取組の事例集の作成・配布</p> <p>【令和3年度】 ・都道府県とのオンライン会議等による意見交換</p> <p>【令和2・3年度】 ・内閣官房職員の講師派遣 （令和3年度については9月末時点では予定）</p> <p>【令和元・2・3年度】 ・関係機関が参集する会議への出席による協力依頼 ・関係資料集、データ集の作成・配布をはじめとする都道府県担当者への各種情報共有</p> <p>令和3年6月23日にギャンブル等依存症対策推進本部の持ち回り開催を行い、令和3年4月末時点での都道府県計画の策定状況を本部へ報告した。</p>

第3 人材の確保

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の見直し等【厚生労働省】		
<p><評価> 臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けるとともに、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施しており、これらの取組については基本計画に定めた取組を実施していると評価できる。なお、次の①②に係る目標（①令和3年度までに、800人以上の臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することとする目標②全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとする目標）に関しては、いずれの数値も令和4年3月に出ることから、現時点での目標達成に関する評価が困難であるが、①②については当該見直し後のガイドラインに基づく臨床研修の実施、また、①については他にも上記した依存症治療指導者養成研修及び依存症医療研修を実施しており、目標達成に向けた取組が実施されている。</p> <p>引き続き、見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会や、改訂された指導ガイドラインを通じて、ギャンブル等依存症等への理解を深めるとともに、依存症対策全国拠点機関設置運営事業における依存症治療指導者養成研修及び、依存症対策総合支援事業における依存症医療研修を実施する機会の充実を図っていく必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、令和3年度までに、800人以上の臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指し、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付ける。</p> <p>○令和2年度以降、全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとする。</p> <p>○診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。</p>	<p>（臨床研修制度における取組）</p> <p>○臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」を作成したほか、見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会等において周知徹底を図っている。</p> <p>○令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。</p> <p>（地方自治体及び依存症治療拠点機関の研修）</p> <p>○依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施している。</p>	<p>（臨床研修制度における取組）</p> <p>○臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」を作成したほか、見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会等において周知徹底を図っている。【令和元・2年度】</p> <p>○令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。</p> <p>（なお、見直し後の「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修修了者が令和4年3月に出ることから、当該修了者に対し、アンケート等を実施し、実績を把握する予定）【令和2・3年度】</p> <p>（地方自治体及び依存症治療拠点機関の研修）</p> <p>○依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施している。【令和元・2年度】</p> <p>[依存症治療指導者養成研修（医師受講者数）]</p> <p>平成29年度：48名 平成30年度：51名 令和元年度：52名 令和2年度：48名</p> <p>[依存症医療研修（医師受講者数）]</p> <p>平成30年度：116名 令和元年度：83名 令和2年度：134名</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】		
<p>＜評価＞</p> <p>国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請していることから、基本計画において設定した目標を達成していると評価できる。今後も各大学における取組の更なる充実を図るため、継続的に要請する必要がある。</p>		
<p>文部科学省は、引き続き、全国の国公立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。</p>	<p>国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請した。</p>	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月31日 全国医学部長病院長会議定例社員総会(国公立) ・令和元年7月5日 全国公立医科歯科大学長・事務局長会議(公立) ・令和元年9月11日 国立大学医学部・医科大学事務協議会(国立) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月29日 全国医学部長病院長会議定例社員総会(国公立) ・令和2年9月中旬 国立大学医学部・医科大学事務協議会(国立) <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月28日 全国医学部長病院長会議定例社員総会(国公立)

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】		
<p><評価></p> <p>保健師、助産師、看護師及び公認心理師について、従前に引き続き「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」などの項目を盛り込んだ出題基準に基づいた各試験を実施しており、また、作業療法士についても従前に引き続き、依存症対策全国センターにおける研修において作業療法士を研修対象に含めた研修を実施していることから、基本計画に定めた取組を実施している。</p> <p>社会福祉士及び精神保健福祉士について、養成施設におけるカリキュラムの見直しを行い、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始されていることから、基本計画に定めた取組を実施している。</p> <p>これらの取組の実施により、ギャンブル等依存症に係る医療や支援に関連する業務に従事する人材の確保、養成及び資質の向上の取組が進められているものと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症対策の基本的な知識を有するこれらの関連する業務に従事する人材の輩出に向けて取り組んでいく必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。</p> <p>○保健師・助産師・看護師について、引き続き、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。</p> <p>○社会福祉士について、令和元年度中に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。</p> <p>○精神保健福祉士について、令和元年度中を目途に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」での結論を得た上で精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。</p> <p>○公認心理師及び作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。</p>	<p>（保健師・助産師・看護師）</p> <p>○厚生労働省は、平成30年版の保健師助産師看護師国家試験出題基準から看護師では依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）を盛り込んでいる。保健師も同様に病的賭博、依存症対策が盛り込まれている。</p> <p>国家試験は毎年80～90%の合格率であり、一定程度の看護師・保健師を養成している。</p> <p>（社会福祉士）</p> <p>○厚生労働省は、社会福祉士養成課程のカリキュラムの見直しに係る検討会を開催し、科目「社会学と社会システム」において、これまでの教育内容に加え、ギャンブル依存を含めた「依存症」を学ぶべき内容として改め、社会福祉士養成施設課程における教育内容等の見直しに係る案を提示した。</p> <p>（精神保健福祉士）</p> <p>○厚生労働省は、精神保健福祉士養成課程のカリキュラムの見直しに係る検討会を開催し、科目「現代の精神保健の課題と支援」において、これまでの教育内容に加え、「ギャンブル等依存対策」を学ぶべき内容として改め、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係る案を提示した。</p> <p>（公認心理師及び作業療法士）</p> <p>○厚生労働省は、ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を養成する必要があるため、公認心理師試験出題基準において、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込んでいる。令和2年に第3回公認心理師試験を実施した。</p> <p>また、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において、依存症対策全国センター等が開催するギャンブル等依存症の研修会の参加を通じた人材の養成を実施した。</p>	<p>（保健師・助産師・看護師）</p> <p>○保健師助産師看護師国家試験の結果 （令和元年度実施 → 令和2年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師国家試験合格者 第106回 7,537人 合格率(91.5%) →第107回 7,387人 合格率(94.3%) ・看護師国家試験合格者 第109回 58,513人 合格率(89.2%) →第110回 59,769人 合格率(90.4%) <p>（社会福祉士）</p> <p>○令和元年6月28日に社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しとして、社会福祉士養成課程のカリキュラム案を提示。同年12月にパブリックコメントを実施した。社会福祉士養成課程の新カリキュラムに係る省令、告示、通知を令和2年3月6日に公布、発出した。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始されている。【令和元・3年度】</p> <p>（精神保健福祉士）</p> <p>○令和元年6月28日に精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しとして、精神保健福祉士養成課程のカリキュラム案を提示。精神保健福祉士養成課程の新カリキュラムに係る省令、告示、通知を令和2年3月6日に公布、発出した。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始されている。【令和元・3年度】</p> <p>（公認心理師及び作業療法士）</p> <p>○公認心理師試験の結果 （令和元年度実施 → 令和2年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師試験合格者 第2回 7,864人 合格率(46.4%) →第3回 7,282人 合格率(53.4%)

		<p>・資格登録者 (令和2年3月末時点 → 令和3年3月末時点) 34,939人 → 41,556人</p> <p>作業療法士について、依存症対策全国センター等が実施する研修等に加えて、令和元年10月に、学修目標の一つとして「嗜癖行動（喫煙、飲酒、ギャンブル等）の健康への関連について説明できる。」等が盛り込まれた「作業療法士養成教育モデル・コア・カリキュラム」を、一般社団法人日本作業療法士協会が作成した。【令和元年度】</p> <p>作業療法士養成施設等における新たな教育内容については、令和2年度から順次導入している。【令和2年度】</p>
--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】		
<p><評価> 生活保護担当ケースワーカーに対し、ケースワーカー研修会等の機会を活用して、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるための講義を行っており、基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。全国のケースワーカーがギャンブル等依存症について理解が進むよう、引き続き取り組んでいく必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し、研修を実施。</p>	<p>全国ケースワーカー研修会を開催（令和元年8月、令和3年1月（オンライン）、令和3年12月（予定（オンライン））し、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について講義を行った。 令和元年度の同研修会では、「家計管理に課題のある者への支援（生活費を過度に競馬やパチンコにあてているケース）」をグループワークのテーマの一つとして実施した。</p>	<p>各実施機関等において被保護者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等が研修会に参加した。（令和3年度については令和3年12月（オンライン）での研修会開催を予定）【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】		
<p><評価> 刑事施設の教育担当職員や処遇担当部署の職員に対する研修を実施、また、リモートでのスーパービジョンの実施が令和3年度中に予定されていることから、基本計画に設定した目標を達成し、刑事施設の教育担当職員及び処遇担当職員のギャンブル等依存症問題に対する知識や理解が進んだと評価できる。引き続き、矯正研修所における研修等を通じ、教育担当及び処遇担当部署の職員のギャンブル等依存症への理解を深めると共に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する指導力を向上させる取組を進める必要がある。</p>		
<p>法務省は、以下の取組を推進。 ○矯正研修所（支所を含む。）において、令和元年度中に、刑事施設の教育担当職員に対して、ギャンブル等依存症問題に関する研修を開始。令和3年度までに、処遇担当部署の職員に対する研修を開始。 ○矯正研修所（支所を含む。）において、令和3年度までに、集合研修で医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を開始。</p>	<p>○矯正研修所で行う集合研修において、刑事施設の教育担当職員に対し、ギャンブル等依存に関する知見を有する医師を講師として招き、ギャンブル等依存の理解に資する講義を実施した（令和元年10月）。また、矯正研修所においてギャンブル等依存症問題に関する知見を有する医師を講師として招へいし、同講義を収録したDVDの作成・矯正施設への配布を通して、処遇担当部署の職員に対し、ギャンブル等依存症問題に資する講義を実施した（令和2年10月）。DVD配布による講義実施については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、矯正研修所等において令和2年度当初予定していた集合研修が全て中止となったことから、集合研修に代わる措置である。 ○矯正研修所における令和3年度の集合研修において医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、研修所における集合研修が中止となったため、代替措置として、刑事施設における改善指導の経験豊富な教育専門官による、リモートでの改善指導場面についてのスーパービジョンを実施し、さらに臨床心理士、精神保健福祉士等を講師として、ギャンブル等依存症治療及び社会内支援に関する実践的対処に係る知見を踏まえた内容の講義DVDを作成し、各施設に配布して研修を実施（令和3年10月実施予定）。</p>	<p>○刑事施設の教育専門官及び刑務官対象の改善指導科研修を実施（令和元年10月15～18日）し、講師として久里浜医療センター副院長を招へいした。【令和元年度】 ○矯正研修所においてギャンブル等依存症問題に関する知見を有する医師（久里浜医療センター副院長）を招へいし、同講義内容を収録したDVDの作成・矯正施設への配布を通して、処遇担当部署の職員に対し、ギャンブル等依存症問題の理解に資する講義を実施した（令和2年10月）。【令和2年度】 ※ DVD配布による講義実施については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、矯正研修所等において令和2年度当初予定していた集合研修が全て中止となったことから、集合研修に代わる措置である。 ○矯正研修所における令和3年度の研修において、刑事施設における改善指導の経験豊富な教育専門官による、リモートでの改善指導場面についてのスーパービジョンの実施、さらに臨床心理士、精神保健福祉士等を講師として招へいし、ギャンブル等依存症治療及び社会内支援へのつなげ方に関する実践的対処に係る知見を踏まえた内容の講義DVDを作成し、各施設に配布して研修を実施（令和3年10月実施予定）。【令和3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】		
<p>＜評価＞</p> <p>令和元年度中に、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を開始し、当該研修の継続的な実施を通して効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成していることから、設定した目標を達成し、ギャンブル等依存症問題を有した刑務所出所者等の指導・支援に当たる職員体制や職員の育成の取組が進んでいると評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症問題を有した刑務所出所者等の指導・支援に当たる職員の育成を行っていく必要がある。</p>		
<p>法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を開始。</p> <p>○令和3年度までに、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成。</p>	<p>○更生保護官署職員に対し、研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した（令和元年12月、令和2年12月、令和3年7月・9月）。</p> <p>○研修を受講した職員が、研修で学んだ内容を実務訓練期間において積極的に実践することにより、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図ることとした。</p>	<p>○新任の保護観察官に対する研修において、令和元年度は約50人を対象に、令和2年度は約60人を対象に、令和3年度は約70人を対象にギャンブル依存に関する講義を実施した。【令和元・2・3年度】</p> <p>指導的立場にある保護観察官等に対する研修においてもギャンブル依存に関する講義を、令和元年度は約25人に実施し、令和3年度は約40人に実施予定である（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により同研修中止）。【令和元・2・3年度】</p>

V 調査研究

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及【厚生労働省】		
<p><評価> AMEDにおいて、ギャンブル等依存症に対する標準的治療プログラムが作成され、同プログラムの有効性の検証及び同プログラムの普及及び均てん化を図る調査研究（令和元年度～令和3年度）については基本計画に定めた通り令和元年度から着手している点は評価できる。また、全都道府県・政令指定都市を対象とした、標準的治療プログラムを含むギャンブル等依存症に関する研修を実施しており、引き続き、上記治療プログラムを含む治療が可能な専門医療機関等を整備するための取組を進める必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性の検証、同プログラムの普及及び均てん化を図るため、調査研究を実施。ギャンブル等依存症に対する薬物療法の可能性についても調査に着手。 ○令和3年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市で、上記治療プログラムを提供する専門医療機関等を整備するための取組を実施。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、薬物療法の可能性についての調査、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、薬物療法の可能性についての調査、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。【令和元・2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】		
<p><評価> JRAにおける顔認証システムの研究及び海外駐在員事務所を通じた海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を行ったところであり、計画どおり取組が実施されたと評価できる。 顔認証システムについては実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、引き続き研究を進める。 また、海外競馬のギャンブル等依存症対策の取組に関する情報収集を進め、参考となる対策については国内対策への反映を検討することが求められる。</p>		
<p>競馬主催者等は、令和3年度までに、入場管理方法としての個人認証システムの研究及び海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査を実施。</p>	<p>○競馬場において、数万人という来場者の入退場時及び場内滞在時において、スムーズかつ安全な導線の確保が可能な個人認証のための支援ツールとして顔認証システムの研究を開始し、JRAにおいて令和元年10月から11月にかけて実証実験を実施した。</p> <p>○JRAは海外駐在事務所を通じ、海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を実施した。</p>	<p>○実証実験 ・令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日 （東京競馬場及びウインズ銀座で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①帽子・サングラス・マスクなどのアイテム装着時は認証精度が下がる、②開門時など入場者が殺到する際に処理が追いつかない場合がある、③日照条件など環境変化への対応（チューニング）が必要などの問題もあるため、認証エンジンの性能向上・技術革新のみならず、カメラの設置場所・台数・チューニング方法など、ハード面・運用面を含めて総合的に更なる検証が必要。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 新たな入場管理方法の調査研究【国土交通省】		
<p><評価> ICT技術（顔認証技術）を活用した入場管理方法の研究を計画どおり開始し、実証実験や検証を行っていることは評価できる。 今後も実証実験を実施したうえで実証実験の検証結果を踏まえ、一定の方向性を見出せるよう、引き続き調査・研究を実施していくことが求められる。</p>		
<p>全施協は、モーターボート競走関係団体と連携して、令和元年度から3年間を目途に、対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。</p>	<p>○ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、令和元年11月から12月にかけて、顔認証システムの実証実験を実施した。 この実証実験結果をもとに検証を行い、次の競走場等での実験につなげる。</p>	<p>○顔認証システムの実証実験（第一段階） 令和元年11月28日～12月27日の営業日 （常滑競走場及びボートレースチケットショップ高浜で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①混雑時においては入場者の重なりにより人物検知がされない入場者が発生する。 ②特定人物検知についてはマスク、帽子及び眼鏡等をつけている場合、大幅に検知率が下がる。 ③天候による照度の影響を大きく受け、時間帯で精度に差が生まれる等の課題が多くあった。</p> <p>○顔認証システムの実証実験（第二段階） [令和3年12月1日～令和4年2月28日の営業日実施予定] 戸田競走場で実施予定。 令和元年度に実施した実験結果を踏まえ、実用性及び予見される課題の考察を実施する。</p>

VI 実態調査

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】		
<p><評価> 令和2年度に依存症に関する調査研究事業（国立病院機構久里浜医療センターへの補助事業）において、ギャンブル等依存症の実態把握のため、「ギャンブル等依存症の実態に係る調査・研究事業」を実施、その後調査結果を取りまとめた報告書を令和3年度に公表しており、基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。 基本法に基づく3年ごとの法定の調査であり、ギャンブル等依存症対策を進めていく上で正確な実態把握が不可欠であることから、令和2年度の実態調査の実施における課題を踏まえて、次回調査を行う必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、令和元年度中に、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査の方策を検討し、令和2年度に実施。</p>	<p>厚生労働省は、関係省庁の協力を得て多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査を実施し、令和3年8月に調査結果を公表した。</p>	<p>厚生労働省は、依存症に関する調査研究事業（国立病院機構久里浜医療センターへの補助事業）において、ギャンブル等依存症の実態把握のため、「ギャンブル等依存症の実態に係る調査・研究事業」を実施した。【令和2年度】</p>
2 国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査【消費者庁】		
<p><評価> ギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査が基本計画に定めたとおりに実施されたことにより、より効果的な注意喚起・普及啓発につなげるための実態把握が着実に進められたと評価できる。令和2年度に消費者庁において実施した実態調査の結果を踏まえ、より効果的な注意喚起・普及啓発の施策に活用する必要がある。</p>		
<p>消費者庁は、以下の取組を推進。 ○令和3年度までに、国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査を実施。 ○令和3年度までに、注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査を実施。</p>	<p>○消費者庁は、令和3年1月にギャンブル等に関する消費実態及びギャンブル等依存症対策に関する注意喚起・普及啓発の施策の認知度について実態調査を行い、同年6月、消費者庁ウェブサイト調査結果を公表した。</p>	<p>○令和3年1月に、「ギャンブル等に関する消費行動等についての意識調査」を実施。ギャンブル等に対するイメージ、関連した消費者トラブルについての認識、啓発資料の認知度、啓発資料に対する印象等について、インターネット調査により実態把握を行った。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省】		
<p>＜評価＞ 公営競技カウンセリングセンターにおいて専門家を交え事例検討を行うとともに、公連協ホームページで相談実績等を公表する等、実態把握に向けた取組が進められたと評価できる。 引き続き公営競技カウンセリングセンター及び各公営競技間で連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握を試みる事が求められる。</p>		
<p>○公営競技カウンセリングセンターは、令和元年度以降、相談件数や相談者属性等について、今後開設予定の同センターのウェブサイトで公表。 ○全国公営競技施行者連絡協議会は、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。</p>	<p>○公営競技カウンセリングセンター報告会において示された相談件数や相談事例について、適宜専門家を交え事例検討を行っている。また、令和2年5月から公連協のHPで相談実績等を公表している。 ○多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握については、相談内容等の分析を開始し、令和3年度末までに、関係機関に提供予定である。</p>	<p>○平成30年5月以降、令和3年9月末までに公営競技カウンセリングセンター報告会を36回（そのうち、専門家を交えた報告会は35回）開催。 （主な報告内容） ・相談件数や相談者属性、相談内容 ○令和2年5月及び令和3年5月に公連協HPで相談実績等を公表。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】		
<p>＜評価＞</p> <p>支援センターにおける相談内容を分析し、毎年度、アニュアルレポートを公表していることは評価できる。</p> <p>さらに、アニュアルレポートの報告会において、医師に加えて司法書士が参加したことにより、多重債務等を含め、ギャンブル等依存症問題の実態を把握できる環境を構築し、関係機関に情報提供が出来たことも評価できる。</p> <p>今後も、支援センターと連携しつつ、医師や司法書士の協力のもと、ギャンブル等依存症の実態把握に努めることが求められる。</p>		
<p>全施協は、支援センターと連携し、令和元年度中に、相談データの分析結果に基づいた実態把握を実施し、公表。令和3年度までに、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。</p>	<p>支援センターにおける相談内容を分析し、毎年度、アニュアルレポートを継続して公表を行っている。</p> <p>また、毎月取りまとめを行っている相談実績及びレポートを関係者に周知し、レポートについては支援センターHPで公表している。</p> <p>多重債務・貧困・犯罪等に関する実態把握に資するため、支援センターにおける相談内容等については、多重債務等金銭に関するものについて、司法書士並びに日本貸金業協会と連携し、当該分析結果を関係機関に提供するための体制を構築している。</p>	<p>○支援センターにおける相談内容を分析し、同センターHPにおいて、アニュアルレポートを毎年度公表。</p> <p>併せてアニュアルレポート完成後に施行者、ギャンブル等依存症の現状について、情報共有を目的とし、関係団体職員向けに報告会を実施。</p> <p>実施日：8月2日、8月31日、9月9日</p> <p>参加人数：延べ66名</p> <p>実施形式：オンライン</p> <p>また、ギャンブル等依存症においては、金銭問題が多いことから、令和3年度から医師に加え新たに司法書士と連携を取り、更なる実態把握に努めている。</p> <p>○支援センターのカウンセラーに対する研修を令和元年度に引き続き、令和2年度も実施。 (令和3年度は下半期に実施予定)</p> <p>○令和3年8月、お金や資産に係る報告として、アニュアルレポートの結果をダイジェスト版として、プレスリリースを行った。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】		
<p>＜評価＞</p> <p>ぱちんこ業界においては、RSNの協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析等により、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、毎年度、ぱちんこ依存問題電話相談事業報告書として公表している。また、警察庁は、ぱちんこをはじめとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施中であり、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、ぱちんこ業界において、毎年度、ぱちんこへの依存問題を抱える人の環境等の実態の把握・公表を行う必要がある。</p>		
<p>○ぱちんこ業界は、RSNの協力を得て、毎年度、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態把握を実施し、公表。</p> <p>○警察庁は、令和元年度中に、ぱちんこをはじめとするギャンブル等への依存を原因とした犯罪に係る必要な調査の実施について検討に着手。</p>	<p>○ぱちんこ業界は、RSNの協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析による、ぱちんこへの依存問題を有する者の実態把握を実施し、毎年、事業報告書として公表している。</p> <p>○警察庁は、ぱちんこへの依存に関する実態等の調査の実施に向けた検討を行い、調査を開始した。</p>	<p>○RSNにおいて「ぱちんこ依存問題電話相談事業報告書」を作成・公表。【令和元・2・3年度】</p> <p>○警察庁においてぱちんこへの依存に関する実態等の調査を実施中。【令和2・3年度】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】		
<p><評価> 子ども虐待による死亡事例の養育者（実父母）について「ギャンブル等依存症」の有無を調査・検証しており、基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。今後も継続的にギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討する必要がある。</p>		
<p>厚生労働省は、令和元年度以降、継続的に、ギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討。</p>	<p>厚生労働省は、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、子ども虐待による死亡事例（平成30年度分（令和2年度調査）・令和元年度分（令和3年度調査））の養育者（実父母）について「ギャンブル等依存症」の有無を調査・検証した。</p>	<p>子ども虐待による死亡事例における養育者（実父母）の心理的・精神的問題等として、ギャンブル等依存症の問題を抱えていたケースは以下の通りであった。 0件（平成30年度分）→ 0件（令和元年度分） 平成30年度分については「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」（令和2年9月）、令和元年度分については「同（第17次報告）」（令和3年8月）において、調査結果を公表した。【令和2・3年度】</p>
7 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】		
<p><評価> 令和元年度にギャンブル等依存への指導が必要と判断される受刑者のスクリーニング方法等に関する調査を実施していることから、基本計画に設定した目標を達成しており、また、令和2年度においてはギャンブル等依存症問題を有する受刑者に関する概数調査等も実施していることから、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握が進んだと評価できる。ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への対応について、実態把握の調査結果を踏まえて引き続き検討を進める必要がある。</p>		
<p>法務省は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のための調査を開始し、同調査の結果を全国の刑事施設で共有。</p>	<p>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のため、各刑事施設においてギャンブル等依存への指導が必要と判断される受刑者のスクリーニング方法等について調査を実施し、結果を全国の刑事施設で共有した（令和2年3月）。 また、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に関する概数調査のほか、刑事施設における指導の実情や他省庁・地域における取組状況を調査し、結果を全国の刑事施設に共有した（令和3年4月）。</p>	<p>【令和元年度調査】 「ギャンブル等依存に係る指導の執務参考資料の送付について」（令和2年3月26日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官名事務連絡）を発出し、調査結果を共有した。 【令和2年度調査】 調査期間（令和2年7月から9月）中に処遇施設としての刑執行開始時調査を受ける全受刑者のうち、調査への同意が得られ、日本語版SOGSの得点化に関する項目に欠損がない者（男子658名、女子202名）を分析し、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の概数及び特性を把握したほか、刑事施設における指導の実情や他省庁・地域における取組状況を調査し、結果を全国の刑事施設に共有した（令和3年4月）。</p>

Ⅶ 多重債務問題等への取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】		
<p>＜評価＞</p> <p>当該制度について、モニタリング等の実施、また、令和元年度中に民間金融機関団体と連携して周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、周知を促進していることから、基本計画に設定した目標を達成し、当該制度の適切な運用の確保や効果的な周知の実施を行っているとして評価できる。引き続き、貸付自粛制度の運用実績についてモニタリングを行いつつ、効果的な周知方法の検討・実施を行う必要がある。</p>		
<p>金融庁は、引き続き、モニタリング等を通じ、貸付自粛制度の適切な運用を確保する。</p> <p>また、令和元年度中に、貸付自粛制度の適切な運用を確保するため、民間金融機関団体と協力して、効果的な周知方法を検討・実施。</p>	<p>当該制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保した。</p> <p>また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、民間金融機関団体や各金融機関等において周知を促進した。</p> <p>加えて、貸付自粛申告又はその撤回の申込みがあった際、送付する書類にギャンブル等依存症に関する相談拠点を記載した当庁リーフレットを同封することとし、民間金融機関団体からギャンブル等依存症に関する相談拠点につなげる取組を推進した。</p>	<p>○貸金業・銀行業における貸付自粛制度の運用状況【令和元・2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問合せ件数（令和元年度中→令和2年度中→令和3年度（9月30日時点）中） 5,239件 → 3,424件 → 1,905件 ・登録件数（同上） 2,717件 → 2,530件 → 1,482件 <p>※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。</p> <p>○金融庁及び業界団体における広報実績【令和元・2・3年度】</p> <p>＜令和元年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるポケットティッシュ配布 ・貸付自粛制度に関するチラシを全国の消費生活センターに配布 ・関東地区及び近畿地区における鉄道広告の実施 ・スポーツ紙への広告掲載 <p>＜令和2年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報 ・金融庁ウェブサイトを活用した啓発 ・鉄道広告、インターネット広告の実施 ・消費生活センター等へのポスター配布 ・公営競技団体等各種団体に対する貸付自粛制度に関する広報を実施 <p>＜令和3年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイト、SNS公式アカウントを活用した啓発 ・インターネット、Twitter広告の実施 ・消費生活センター等へのポスター・リーフレットの配布 ・貸付自粛啓発動画のweb(youtube・民放見逃し配信) 広告の実施 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に、日本貸金業協会ウェブサイト・トップ大型バナーに「ギャンブル依存度チェック（あなたの依存度は？）」を掲載

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】		
<p><評価> 「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」について、更なる内容の充実を図るため、令和2年3月に消費者庁と共に改訂を行うとともに、ギャンブル等依存症対策について専門的な知見を有する講師による民間金融機関団体の相談員向け研修を実施していることから、基本計画に設定した目標を達成し、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進する取組が進んだものと評価できる。 引き続き、民間金融機関団体や各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促すと共に、必要に応じて当該マニュアルの改訂を行うことが必要である。</p>		
<p>金融庁は、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進するため、平成31年3月に改訂したギャンブル等依存症に関する対応マニュアルの活用を推進。民間金融機関団体の研修参加を促進。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策についての専門的な知見を有する講師による、全国銀行協会及び貸金業協会の相談員向け研修を実施した。令和2年3月に改訂したマニュアルの内容も踏まえ、民間金融機関団体と連携し、相談員向けの研修を実施した。</p>	<p>○日本貸金業協会・全国銀行協会における対応 ・相談受付総数(令和元年度中→令和2年度中→令和3年度(9月30日時点)中) 32,757件 → 34,709件 → 17,394件 ・ギャンブル等依存症に関する相談拠点への紹介件数(同上) 700件 → 685件 → 427件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】		
<p><評価> 警察庁は都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りに関する指示を徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進しており、基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを実施することを通じ、必要な取組を継続していく必要がある。</p>		
<p>警察庁は、令和元年度中に、都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底するなどにより、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。</p>	<p>警察庁は都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りに関する指示を徹底した。</p>	<p>○ゲーム機等使用賭博事犯の検挙状況 （令和元年中）：52件、351人 （令和2年中）：55件、348人 （令和3年9月末時点）：30件、218人</p>